

令和4年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については、【資料1-2】令和4年度都道府県単位保険料率の決定について(案)に基づいて記載。なお、()内については、令和3年度の保険料率を記載。

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| 北海道 | <p>10. 39% (10. 45%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>平均保険料率10%を維持し、北海道支部の令和4年度保険料率を令和3年度保険料率10.45%から0.06ポイント引き下げ、10.39%とすることに異論はない。</p> <p>2. 理由等</p> <ul style="list-style-type: none">協会の今後の収支見通しを踏まえれば、財政の赤字構造は解消されない状況下、中長期的な視野に立てば、平均保険料率10%を維持することはやむを得ないと考える。評議会では、平均保険料率10%を維持する意見の他、多くの加入者及び事業者が新型コロナウイルスの影響を受け、経営的にも厳しい状況にあり、一時的でも平均保険料率の引き下げを要望する意見もいただいている。また、準備金が約4兆円に積み上がっていることから、健康づくりに資する具体的な還元策についての要望も上がっている。令和4年度の北海道支部保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による特異な医療費の減少による引き下げ(▲0.06ポイント)であり、今後も医療費の増加が見込まれる中で、道内においては、多くの加入者及び事業者が、経済的打撃を受けている事なども考慮すれば、引き続き、国に対して国庫補助率20%の実現を強く働きかけていただきたい。また、支部間格差が拡大している状況についても、一定の上限を設ける | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度の北海道支部保険料率を10.39%に引き下げるについて異論はありません。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none">加入者が支部を選択できない環境から考えると、支部間格差の拡大は難しい問題である。今後も、都道府県保険料率を維持するのであれば、加入者・事業主が納得できる仕組みを構築する必要がある。高齢者医療制度など他の医療保険や国との綱引きばかりの議論で、保険者間や、国全体でもっと制度全体を考えていかないといけない。準備金の積み上げについて毎年議論となっているが、上限設定や還元策について、枠組みを明確に示していただくよう検討いただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none">今後、中小企業はコロナに対する負債の返済や、生産人口の減少などにより厳しさが増していく状況にあるため、保険料収入も減少していくことが想定される。さらに、後期高齢者支援金等の増加なども踏まえると、加入者の努力だけで状況が好転するとは思えない。国を巻き込んだ一体改革を行わないと、企業も医療保険制度も破綻してしまうのではないかと危惧している。近年、決算は毎年黒字であり、準備金が積みあがっている状況にありながら、具体的な還元策が示されていない。保健事業の充実の検討においては、事業主・加入者が納得できるような施策をお願いしたい。また、中長 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>ことや加入者及び事業者が理解し易く、納得できる保険料率を決定する仕組みを、早急に整備するよう検討いただきたい。</p> | <p>期的な視点において、国庫補助率20%への引き上げを今後も強く要請すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支予測において、見通しの厳しさは理解するが、現状を考えると、業種によっては非常に経営が厳しい状況にあるため、医療費が抑えられれば保険料率が引き下がるということを、加入者へわかりやすく示すことが大切と思われる。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の都道府県保険料率が引き下げになることに異論はないが、5年度以降は保険料率が下がることは見込めないのではないか。それであれば、引き下げになるタイミングでの広報が大変重要となるため、発信の仕方に工夫をしていただき、加入者に伝わる形（行動変容が料率に影響すること）での広報展開をお願いしたい。 ・次年度以降も準備金が積み上がるることが見込まれる中では、一定の上限を決めて運用することも考えていただきたい。上限を上回ることが見込まれる場合は、加入者に対して何らかの還元をするなどしていかないと、加入者に対して説明がつかなくなるのではないか。 |
| 青森 | <p>10.03% (9.96%)</p> <p>1. 意見の要旨 令和4年1月17日開催された青森支部評議会での審議結果を受け、令和4年度青森支部保険料率が今年度に比べ0.07%引き上げられ10.03%になることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等 青森支部の保険料率が引き上げとなるのは3年連続であり、この3年間</p> | <p>【評議会の意見】 令和4年度の保険料率10.03%については、致し方ない。一方で安定的な財政運営を前提に、積み上がっている準備金をどうやって事業主や加入者へ還元していくかを継続的に検討していただくようお願いしたい。また、医療費の適正化が重要であることから、インセンティブ制度の評価項目の中核である保健事業をしっかりと取り組んでいただきたい。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>での引き上げ幅は 0.16%で初めて 10%を超えます。依然として脆弱な青森県の地域経済を考慮したとき、県内の事業主・加入者の皆様のご負担が増すことは支払い能力の限界に近付いているものと忸怩たる思いがあります。しかし、令和 2 年度の 1 人当たり医療費がコロナ禍で全国的に大きく減少している中にあって、当支部の減少割合が極めて低かったことなどの要因を考慮したとき、現行の制度上はやむを得ないと考えるものです。</p> <p>青森県は長年にわたり平均寿命が男女ともに全国ワーストであり、高齢化も全国上位で進む中、支部としては自治体や関係団体と連携して、県民や加入者の予防・健康づくりに取り組みしているところです。平均寿命の全国平均との差は縮小傾向にあるものの、依然としてその差は大きく、長年にわたり定着している県民の生活習慣の改善や行動変容にはまだまだ時間を要するものと考え、一層保険者機能の強化に努力していく所存です。</p> <p>3. その他、保険料率に関する意見</p> <p>現行の都道府県単位保険料率（インセンティブ反映前）において、最高保険料率支部と最低保険料率支部の差が今年度の 1.18%から令和 4 年度には 1.45%に広がる見込みであり、年々その差は拡大傾向にあります。これは現行の法制度上やむを得ないとしても、年齢調整や所得調整だけでは如何ともしがたい要因があるものと考えます。協会けんぽのような同一の保険者の中で、各支部の医療費適正化への努力等や地域における医療の受診動向等が保険料率に反映されることを完全に否定するものではありませんが、被用者保険において加入者が居住地を任意で選択することがほぼ不可能であり、公平性の観点からその差の上限については（少なくとも平均保険料率を上回る部分にキャップ制を設けるなど）制限があつてしかるべきと考えます。最高保険料率支部では平均保険料率をインセンティブ反映前で 1%上回る寸前であり、ぜひ議論を進めていただきたいと考えるも</p> | <ul style="list-style-type: none"> 結果として令和 2 年度の医療費の減少幅が他支部に比べて、低いのであれば保険料率が上がるのはやむを得ないと考える。 医療費適正化のために事業主や加入者の行動変容を促すことが重要なテーマであると考える。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営のために中長期的な視点で考えることは大事なことではあるが、準備金が積み上がってきていることから、加入者や事業主への何らかの還元について様々な検討・工夫をお願いしたい。 平成 29 年 12 月の運営委員会において、理事長から財政運営を中長期的視点で考えることについて話があったが、今年の 12 月で 5 年経過し、この間様々な要因で保険制度にも影響が出てきている。世の中の状況の変化に合わせた形で様々な見直しを検討し、少しでも保険料率が上がらない、あるいは下がるための努力を続けていただきたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国と比較し青森支部は医療費が高いことから、保険料率 10.03%は致し方ないと考える。 インセンティブ制度の認知度を高めていくための取り組みをお願いしたい。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | のです。 | |
| 岩手 | <p>9. 91% (9. 74%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岩手支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.74%から0.17%ポイント引き上げ、9.91%とすることについてやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておりません。理事長のご発言にもあったとおり、2025年問題による高齢者医療への拠出金の更なる増大等が予想される中、中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要であると考えます。</p> <p>つきましては令和4年度の平均保険料率を10%に据え置くとされたご判断や、結果として岩手支部保険料率が前年度比プラス0.17%の9.91%に引き上げとなる事については、やむを得ないことであるため異論はございません。</p> <p>しかしながら、一方で平均保険料率10%を上回る支部が半数近くあり、支部間の保険料率格差が拡大し続けている状況や運営委員会、支部評議会における平均保険料率を引き下げるべきという意見があることなどにも留意する必要があります。</p> <p>法定準備金が積み上がっている状況下において、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る説明は、今後ますます重要となってまいります。</p> <p>医療費は各都道府県の医療提供体制や高齢化の進展、医療の高度化等の影響を強く受けるため、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは上昇を</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率が上がることについて、やむを得ないと考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異論なし。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異論なし。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数の減少により総報酬が減少していく中、総医療給付費が増えていくということであるならば、保険料率の上昇もやむを得ないと考える。しかしながら、将来にわたり保険料率が上がり続けるという財政構造には、不安を禁じ得ない。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>抑えることが非常に困難です。</p> <p>公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえて、支部間の保険料率格差に対する上限設定や拠出金負担のあり方を含めた公的医療保険制度の見直し、国庫補助率 16.4%の中長期的な堅持、あるいは、将来的な 20%への引き上げの必要性について、安定した医療保険制度を将来に亘り維持していくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただくこと等を要望いたします。</p> <p>当職といたしましては、第 5 期保険者機能強化アクションプランに基づき、本部との連携強化を図り、更なる保健事業の推進、医療費適正化に係る取組みを強化し、加入者の利益実現に向けて支部運営を行っていく所存です。</p> | |
| 宮城 | <p>10. 18% (10. 01%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>宮城支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 10.01%から 0.17 ポイント引き上げ、10.18%とすることについて、やむを得ないと思料します。</p> <p>また、変更時期については、4月納付分からとしていただきたいと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>全国平均保険料率が 10%に維持されるなか、令和 4 年度の宮城支部保険料率は、インセンティブ（報奨金）制度による引き下げがあったものの、10.18%と前年度比 0.17 ポイントの引き上げとなりました。厳しい経済情勢の中、「負担の限界」とされる 10.00%を大きく上回る数値で誠に受け入れがたい状況ですが、当支部加入者一人当たりの医療費は依然として全国平均を上回っていること等を勘案し、保険料率算定の仕組みの中で出され</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>宮城支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 10.01%から 0.17 ポイント引き上げ、10.18%とすることについて了承する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の立場からすると保険料率は引き上げないようお願いしたいが、致し方ないと感じる。 ・医療費を下げるための効果的な取り組みの検討にあたり、医療費が上昇する要因やこれまでの取組結果を本部と連携し分析の上、他支部の好事例も参考にしながら事業を検討すべきではないか。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>た数値としてやむを得ないものと思料します。</p> <p>一方、各支部の状況をみますと、令和4年度においては当支部を含め多くの支部が「負担の限界」とされる10.00%を上回っていることや、支部保険料率の最大の支部と最小の支部との差が令和3年度の1.18ポイントから令和4年度は1.49ポイントへと年々拡大していることを危惧します。</p> <p>当支部としましても保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するよう努め、医療費の上昇抑制に努めてまいりますが、今後より一層本部からの支援を強化していただき、本部・支部が一丸となって上昇を続ける医療費の分析や対応を個別に取り組んでいく必要があると考えます。</p> | |
| 秋田 | <p>10.27% (10.16%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>秋田支部の令和4年度都道府県単位保険料率を、令和3年度都道府県保険料率の10.16%から0.11%ポイント引き上げ、10.27%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和4年度の当支部に係る都道府県単位保険料率につきましては、引き上げとなる見通しとなっておりますが、当支部評議会においては、平均保険料率10%維持は妥当としたうえで、高齢化の進む当県の厳しい現状を踏まえたご意見が出されました。</p> <p>当職といたしましても、当県の厳しい現状を踏まえると、依然として平均保険料率を超える状況が続くことは大変厳しいものと受け止めております。一方、加入者一人当たり医療費が依然として高い水準にあることも事実であり、それらを含めて考慮すると、今回示された数値は容認せざるを得ないものであると考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>秋田支部の令和4年度都道府県単位保険料率（見込み）に対する異論はありませんでしたが、年齢調整、所得調整の負担の見直しや、インセンティブ制度による減算率の拡大についてご意見が出されました。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブでの減算や健康寿命が伸びたことを、県とも連携しながら、もっとアピールしていただきたい。平均保険料率の10%については、セーフティネットの観点からも安定性を持たせるためにやむを得ない。ただし、法定準備金が積みあがっているため、上限について話し合う場があったほうがいい。また、将来を考えると、年齢調整と所得調整の算定の見直しも必要となるのではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の安定的な運営のためには、この都道府県単位保険料率でやむを得 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>当支部としましては、保険者機能を発揮し加入者一人当たり医療費の上昇を抑える施策を実施していくとともに、加入者・事業主の皆さんに丁寧な説明を行いながら、健康保険料負担軽減につながる取組みをより一層推進してまいります。</p> | <p>ないと考える。また、法定準備金の積立額について、積立額は1か月分で妥当なのかという話があるが、どれくらいあれば安定的なのか今後の課題として取り組むべきだと考える。</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険制度の在り方という観点からみても、頻繁に保険料率が変わることは不安でありセーフティネットといえるのか。平均保険料率 10%を維持するという方向で動いてもらいたい。また、インセンティブ制度による減算が貢献しているが、減算される料率の幅が僅少であり、大きく反映しないことが残念である。 ・秋田支部の都道府県保険料率は、年齢調整や所得調整をしてもこの料率となることが秋田県の厳しい現実を数字として表しているものと残念に思う。 |
| 山形 | <p>9. 99% (10. 03%)</p> <p>1. 意見の要旨 山形支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.03%から0.04%ポイント引き下げ、9.99%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 山形支部評議会においては、協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、また、高齢者医療への拠出金の増加に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による財政状況への影響が未だ不透明な状況下においては、中長期的に安定した運営を行うためにも、平均保険料率を 10%に維持する基本方針に異論はございませんでした。</p> | <p>【評議会の意見】 山形支部健康保険料率が 10.03%から 9.99%に 0.04%引き下げられることに関して異論はなく、了承された。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度協会けんぽ 47 支部の健康保険料率の状況を見ると、最も高い支部は 11%と、大変高い料率となっている。山形支部についてはほぼ中間位にあるが、山形支部も料率上位に位置しないように今後益々健康増進事業等を促進させていただきたい。また同時に、シミュレーション結果を加入者に示して説明し、料率設定に関して理解を深めてもらう努力も必 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>一方で、令和4年度の単年度収支均衡保険料率は9.54%であり、準備金が法定給付費の約5ヶ月分にも積み上がっている現状に加えて、令和4年度においても、更に準備金残高の増加が想定されております。今後10年間のシミュレーションの結果を鑑みれば、中長期的に安定した運営を行うためには平均保険料率を10%に設定することには了承するものの、シミュレーションの妥当性について検証を希望する意見がありました。</p> <p>また、インセンティブ制度については、総合第2位という成績から保険料率0.043ポイントの減算につながり、加入者の健康への取り組みが大きく評価されたことに対し、賛同をいただいたところです。</p> <p>これら評議会での意見等を踏まえまして、当職におきましても、平均保険料率を10%とし、山形支部の令和4年度保険料率を9.99%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>なお、今後の平均保険料率について議論するにあたっては令和3年9月時点のシミュレーションの結果の整合性について、都度十分な検証を行った上で、平均保険料率10%維持に関する議論を進める必要があると考えます。</p> <p>また、協会けんぽの財政構造について広く加入者に周知を行い、平均保険料率10%維持の方針に関して加入者の理解を深めるとともに、健康保険法本則の上限である国庫補助率20%への引き上げを国に強く要望していくことが求められているものと理解しております。</p> <p>さらに、今後のインセンティブ制度の在り方については、加入者が負担軽減等のメリットを直接的に実感できる制度の構築に向けて、本部と支部が更に連携を深め、議論を重ねていくことが必要であると考えます。</p> | <p>要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の方針について特に異論はないが、平均保険料率の議論においては今後10年間のシミュレーションを前提に、10%を維持してもなお近い将来に準備金の取り崩しが始まるという結果から中長期的に見て10%維持でよいという結論の支部が多かったのだと思われる。したがって、運営委員会においても意見されているように、今後の平均保険料率の議論については、その基礎となるシミュレーションの信頼性、整合性についての検証を実施していただき、それを示していただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度においても総合第2位という好成績で料率減算がなされるということで、山形支部については今年度よりも0.04%引き下げられる結果となり、大変喜ばしいことである。引き続き事業推進をお願いしたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーションをもとに、本部方針に従い平均保険料率10%維持については特に異論はない。しかし引下げを希望する支部があったことや、令和4年度収支均衡料率が9.54%であり、かつ来年度も準備金が積みあがる想定であるとのことで、今現在汲々とした生活を強いられている加入者がいる中にあっては平均保険料率引下げという選択肢もあったのではないかという気持ちも生まれる。そのため、今後の議論の際には、積みあがった準備金の今後の取り崩すタイミングやその使い方、またあるべき水準等について基準を示していただきたい。 ・我々納める側からすると、今回の山形支部健康保険料率引き下げについては歓迎すべきものであるが、同時に安心して医療を受けるための安定的な運営についても希望するものである。したがって、今後支部料率の基礎 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | | となる平均保険料率 10%というものが、果たして妥当なのかどうかについては更なる議論が必要になっているのだと感じている。 |
| 福島 | <p>9. 65% (9. 64%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>福島支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率 9.64%から 0.01 ポイント引き上げ、9.65%とすることについて、やむを得ず了承します。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当支部において健康保険料率の引き上げは実に 10 年ぶりとなり、新型コロナウイルス感染症による地方経済への深刻な影響が続く中、加入者及び事業主の皆様に今以上のご負担をお願いすることは、非常に心苦しく誠に残念と言わざるを得ません。</p> <p>しかしながら、協会全体としては今後も健全な財政運営を行うために、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持しているところであり、当該平均保険料率に基づく当支部の保険料率が 9.65%となることについてはやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、法定準備金が毎年ピーク更新を続けていることを鑑みると、加入者の皆様に理解を得られるような法定準備金の在り方、および平均保険料率の水準について、協会としても更なる検討が必要と考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率 10%維持は妥当、やむを得ない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあるものの、所得の伸びや全ての団塊の世代が後期高齢者になることを考えると、長期に渡り安定的に運営するためには保険料率 10%を維持するのは妥当ではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金は右肩上がりで積み上がっており、本来の準備金は 1 か月分であることや長期化したコロナの経営への影響を考えると、事業者としては準備金の還元を求めたいところであるが、一方でコロナの状況が見通せない中では、保険料率 10%を維持し様子見でいかざるを得ないのでないのではないか。 ・保険料率 10%を維持した場合であっても準備金を取り崩さなければならぬ時が来るとのシミュレーションを見ると、このまま 10%維持も止むを得ないのでないかと考える。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの健全な運営は、加入者にとっても重要であることから、保険料率 10%維持が妥当と考える。 |
| 茨城 | <p>9. 77% (9. 74%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>茨城支部の令和 4 年度保険料率が 9.77%となることについて、評議会と</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>茨城支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.74%から0.03%ポイント引き上げ、9.77%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政状況は、新型コロナ禍の影響で一旦は減少していた医療費が既にコロナ禍前の水準よりも増大に転じていること、高齢者医療への拠出金が増大していく見込みであることから、支出の拡大は今後も避けられないと見込まれる一方で、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の見通しも不透明です。そのような状況において、中長期的な視点で安定した財政運営に努める観点から、平均保険料率を10%に据え置くことは妥当であり、その前提のもと、結果的に、茨城支部の令和4年度保険料率が0.03%ポイントの引き上げ、9.77%となることについては、やむを得ないと考えます。</p> <p>なお、評議会においては、インセンティブ制度をはじめとして保険料率の仕組みがわかりにくいくこと、新型コロナ禍で厳しい経済状況の中で準備金が大きく積みあがっていることについて、加入者・事業主に丁寧に説明し、理解を得る必要性を指摘されているところであります。協会けんぽ全体で、広報をより一層強化する必要があると考えます。また、今後の支出増の見通しを踏まえ、国庫補助増額についての意見も受けており、国に対して国庫補助の増額を要望するようお願いします。</p> | <p>して異議なく承認された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な立場から10%維持しながら、さらに準備金を確保することは理解できる。しかし、保険料率については保険者の考えだけでなく、事業主や被保険者の視点ももっと必要である。厳しい経済状況であれば、例えば準備金を活用した限定的な保険料の引き下げ等を検討する必要があるのではないか。安定的な財政運営は大事だが、コロナ等の緊急事態時に何もしないのは準備金の意味がない。準備金の活用について慎重かつ丁寧な議論を重ね、さらに事業主、被保険者の意見も広く聞き、総合的に結論を出すべきである。また、結果が出たら、そこに至る議論の過程やその結論に達した理由を、事業主、被保険者にわかりやすく周知することも必要である。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽは加入者の医療のセーフティーネットとして、安定的かつ健全な運営を将来に渡って継続することが求められていること、全国どの地域においても安心して働く環境が必要であることから、それに伴う財政基盤を確保するため、平均保険料率10%維持はやむを得ない。 <p>コロナ禍で事業所の経営が不透明で、雇用、労働条件の見通しが不安定である中、労使双方で保険料負担の重さが指摘されている。平均保険料率10%維持にあたり、被保険者、事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明をお願いしたい。</p> <p>被保険者、被扶養者の健康増進のため、加入者の意見を反映させながら、保険者機能の発揮に向けた取組みの強化に努め、今後も平均保険料率10%を超えないように事業に取組んでほしい。</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | | <p>準備金残高が積みあがっていることについて、予算精度を検証したうえで、単年度収支のしくみや少子高齢化に伴う保険料収入、保険給付費等の見通しも踏まえて、上限の在り方を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口構成から被保険者数の減少による収入減、高齢化による後期高齢者支援金の増加からも財政は厳しくなることが予想される。 <p>赤字構造が続く中、中長期的な考え方から、10%維持が望ましいが、後期高齢者支援金の在り方も含め、国庫補助金の増額も検討すべきではないか。</p> |
| 栃木 | <p>9. 90% (9. 87%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>栃木支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.87%から0.03%引き上げ、9.90%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明な中、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことや後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載の可能性もあること等、協会けんぽの今後の財政状況は楽観を許さない状況にあります。</p> <p>このような状況にあって、栃木支部評議会においては、平均保険料率の10%維持に異論はないとの意見をいただきました。さらに各評議員からは国庫補助率引き上げの働きかけや高額な医薬品の保険料率への算定方法、制度改革に言及した意見なども出されました。</p> <p>当職としても今後の保険料率のあり方について中長期で考えることを基本とし、協会けんぽの財政がより厳しくなり、準備金を取り崩さざるを得ない局面にあっても、事業主、加入者にとって負担の限界である10%を</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度栃木支部健康保険料率を令和4年4月納付分より9.90%とすることについて妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10%を維持するために、将来的には、抜本的な制度改革が必要であることから、今後は、盲目的に平均保険料率10%維持に固執することなく、平均保険料率の引き上げや医療費の自己負担割合の引き上げなども想定し検討していく必要がある。 将来的に人口が減り続け、国民皆保険制度を今よりもっと少ない人で、維持していくことが必要であることから、平均保険料率10%は今後も維持し、準備金を積み上げることが重要である。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> このまま準備金が積み上がり続けると、国庫補助率が引き下げられる懸念があるのではないか。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>可能な限り超えないようにすべきと考えます。そのためにも国庫補助率20%への引き上げ、持続可能な医療保険制度に向けた実効性のある制度改革をより一層働きかけていくべきと考えます。また、薬価収載された高額な医薬品が使用された場合、中小規模の支部単独では保険料率に与える影響が大きくなるため、その取り扱いについても検討していただくようお願い申し上げます。</p> | <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの財政が赤字構造である中、この先も平均保険料率10%を維持するために国庫補助率20%への引き上げを働きかけてほしい。 ・栃木支部のような中小規模支部においては、薬価収載された高額な医薬品が使用された場合、保険料率に与える影響が大きい。また、栃木県内には、大学病院が多数あり、高額な医薬品を使用される可能性が高い現状にある。 <p>したがって、支部間格差を解消するためにも、各支部の特殊事情を考慮すべき。</p> |
| 群馬 | <p>9. 73% (9. 66%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>群馬支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.66%から0.07ポイント引き上げ、9.73%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会財政の赤字構造が解消されていないことや、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれるなか、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況の先行きは不透明であり、これまでにも増して協会けんぽの財政は楽観を許さない状況と認識しております。「基本的に中長期的な視点で保険料率を考えていく」ことが妥当であると考えます。</p> <p>一方で、準備金の有効活用については、当支部評議会でも各代表からご意見をいただき、真摯に耳を傾けるべきテーマであると考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度の保険料率を9.73%へ引き上げることは、やむを得ない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算式に基づいて決まった保険料率であれば、やむを得ない。 ・9.73%について異論はない。準備金の有効活用案として、以下のようなデータベース構築案が考えられる。協会けんぽ・国保・後期高齢の保険者を跨いでレセプトデータ、健診データを紐づけできれば、後期高齢者で大きな病気にかかる人が、現役世代でどういう職種に就いているか、どういう健診を受けているか等を追跡することができる。久山町研究のような医療情報の追跡が大規模でできると思う。また、どういう事業が被保険者の健康につながるかといった効果検証を行うことで、エビデンスとなるデータを研究者に提供できるとよいと思う。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | | <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9.73%はやむを得ない。今後、社員の健康を守ることが大切であるということを事業主に理解してもらう施策を展開していくことが重要であり、そのことが保険料率の引き下げにつながっていくものと考える。 ・平均保険料率 10%に固執しなくともよいと考える。準備金を収支に取り込んだうえで保険料率を算定することはできないか。できないのであれば、一層の健診費用の補助や健診項目の充実など、準備金の有効活用を検討いただきたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率 9.73%に異論はない。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の収入は減少している。群馬支部においては、保険料率の引き下げにつながるよう、効果検証をしっかり行いながら今後も事業を実施していただきたい。 ・今回の新型コロナウイルス感染症などの特殊な状況が発生した場合は、柔軟に保険料率を引き下げることも検討していただきたい。 |
| 埼玉 | <p>9. 71% (9. 80%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>埼玉支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.80%から0.09ポイント引き下げ、9.71%とすることについては、妥当と考えます。</p> <p>ただし、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取組みを一層充実するなど、更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和4年度平均保険料率を10.0%維持することにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経済状況が依然として不透明である</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>埼玉支部の令和4年度保険料率を、令和3年度の9.80%から0.09ポイント引き下げて9.71%とすることについて了承する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料率が9.71%と今回低下した要因は今回限りの特殊な状況であることを認識しておきたい。 <p>(事業主代表)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>こと、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後、後期高齢者が急増し、高齢者等への拠出金が増大する見込みであることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。</p> <p>したがって、埼玉支部保険料率についても、妥当なものと思料いたします。</p> <p>一方で、埼玉支部保険料率についての 0.09 ポイントの引き下げは、令和 2 年度の医療給付費が当初の想定より少なかったことによる支出の減少と、全国的な所得格差の縮小による所得調整の減少などの一時的と思われる要因によるものであり、引き下げが必ずしも今後に良い影響を与えるものではないと考えています。</p> <p>今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県保険料率においては、2 年前の収支差の精算による変動が大きく、安定的とは言い難い状況だと思われます。</p> <p>都道府県保険料率の安定化のためにも毎年の収支差の精算を複数年に分散して実施していくなど、何らかの仕組みの見直しを検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>なお、介護保険料率についても同様の意見が支部評議会でありましたことも併せて申し添えます。</p> <p>準備金残高が 4 兆円を超え、以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、これらについては、可及的速やかに実行し、健康保険を使う機会のない健康的な加入者に対しても、公平に恩恵が受けられるような還元施策も検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>4 千万人を超える加入者への対応や法令等と多くの課題が存在する状況ではありますが、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据</p> | <ul style="list-style-type: none"> 準備金残高の状況を踏まえ、重症化予防対策の充実など保健事業の充実に向けた検討が今後行われることは理解したが、医療費があまりかかっていない健康な加入者にも恩恵が得られるような還元施策の検討もあわせてお願いしたい。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | えた事業への取組みが今後、更に重要であると思われますので、積極的に進めさせていただきますようお願い申し上げます。 | |
| 千葉 | <p>9. 76% (9. 79%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>千葉支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.79%から0.03%ポイント引き下げ、9.76%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>千葉支部においては、保険料率が引き下げるものの、その引き下げ幅は大きくありません。新型コロナウイルス感染拡大により雇用情勢や賃金状況は不安定であり、中小企業の経営は予断を許さない状態が続いていることから、準備金残高の増加を勘案して、平均保険料率を10%から引き下げることで事業主や加入者の負担をさらに軽減するという考え方もあります。</p> <p>しかし、一時的に平均保険料率を10%から引き下げたとしても、医療費や後期高齢者支援金の増大などにより、いずれは引き上げなければならぬ状況にあると考えられます。</p> <p>このため、協会の財政運営を中長期的に考えるという視点から、平均保険料率10%は維持せざるを得ないと思料します。</p> <p>なお、インセンティブ制度については、全国の支部を一律に評価することは地域差などが考慮されず不公平感があるため、引き続き評価指標や基準の検証を行っていただくようお願い申し上げます。</p> <p>また、保険料率の変更時期については4月納付分からでよいと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や賃金の動向は依然不透明であり、今後の状況によっては大きく変動することが推測されます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10%を維持はやむを得ない。 準備金残高が潤沢である中、加入者へ還元できるような充実した事業の展開、実施をしていただきたい。 インセンティブ制度については、引き続き評価指標や基準の検証、見直しを行っていただきたい。 保険料率の変更時期は令和4年4月納付分（3月分）からでよい。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金残高が潤沢である中、保険料の引き下げのために取り崩しができないのであれば、加入者に還元できるような事業を行っていただきたい。例えば特定健診の補助率を上げることで受診率向上に繋げることもできるのではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、中小企業は社会保険料免除や特別融資を受けて経営をしているような厳しい状況にある。事業主として、当然、保険料率を引き下げてほしいという意見は持っている。 <p>しかし、安定した財政運営をするためには平均保険料率10%維持がやむを得ないことも承知している。</p> <p>(被保険者代表)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造、後期高齢者支援金の増大などにより楽観視できない状況の中、協会の財政運営を中長期的に考えるという視点から平均保険料率は 10%を維持せざるを得ないと思料します。</p> <p>当支部においても健康増進や医療費適正化をより一層進めてまいりますが、本部におかれましても、国に対し国庫補助の抜本的見直し及び補助率引き上げなど、弾力的な財政支援の要請を行っていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、準備金が 5.1か月分も確保されている状況において、保険料引き下げのために取り崩しができないのであれば、加入者が確実にメリットを受けられるような施策が必要と考えます。すでに本部において、いくつかの事業が検討されていることは承知しておりますが、事業主及び加入者の目線に立った充実した事業の展開、実施をしていただきたく存じます。</p> <p>また、インセンティブ制度につきましては、かねてより評議員から「大規模支部や加入者が大幅に増加している支部に不利な制度である」とのご意見をいただいております。これまでも評価指標や基準について検証、見直しをお願いしてまいりましたが、引き続き検証、見直しを行っていただくようお願い申し上げます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度については、千葉支部を含め、被保険者の増加している大規模支部には不利な制度である。地域差もある中、同じ指標で全国の支部を評価するインセンティブ制度には不公平感があるため、評価指標や基準の検証、見直しを行っていただきたい。 |
| 東京 | <p>9. 81% (9. 84%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>東京支部の令和4年度保険料率について、令和3年度の9.84%から0.03ポイント引き下げ、9.81%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>東京支部の1人あたり医療費は全国平均同様に抑えられていること、令和2年度の支部の収支差がプラスであること等の理由から、東京支部</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度の東京支部保険料率について、令和3年度の9.84%から9.81%とすることについては異論がなく、全会一致で承認された。なお、個別意見については、前回評議会意見と同様。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>※令和3年10月29日開催の支部評議会意見を再掲 (学識経験者)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>の令和4年度保険料率は、平均保険料率10.00%以下かつ、令和3年度保険料率から引き下げるについて妥当と考えます。</p> <p>なお、次の意見を付帯するので、東京支部として対応していくほか、本部においても十分検討のうえ対応していただくよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保険料率は、可能な限り長期にわたり、負担の限界である10.00%を超えないよう維持し、安定した財政運営を実現していただきたい。 ・安定した財政運営の実現に向け、将来に向けた医療費の伸びをどのように抑制するかが重要である。事業主、加入者双方からは、平均保険料率10.00%が負担の限界であるという声が圧倒的であることから、現在の平均保険料率を維持していくため、今後はこれまで以上に、本部と支部の連携した取組みが重要であり、医療費の抑制に向けた支部ごとの課題等を明確にし、その解決に向け、本部と支部が一体となって取組む必要があると考える。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、引き下げを望む声がある中で、なぜ令和4年度平均保険料率は10.00%維持という結論に至ったのか、事業主及び加入者に対し例年よりもさらに丁寧な説明が必要である。併せて、協会けんぽの取組み、医療保険制度、さらには医療費適正化を進めていく意味をご理解いただくため、保険料率の仕組みについても丁寧な広報が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与の多い少ないにかかわらず同じ保険料率というのは可哀そだと思う。マイナンバーの活用も含め、保険料率を何段階かに分けるのはどうか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業にとっては、保険料率を下げてもらう方がよい。 ・準備金残高が法定準備金5ヶ月相当分積み上がっていることについて、準備金の考え方を1度整理し明確にしておかないと、今後、準備金をどこまで積み上げるのかという議論が必ず出てくると思う。同様に、「中長期的な視点に立って」の中長期的とはいっていいつまでなのかということも併せて示していかないと、中小零細企業の経営者・加入者等は納得しないと思う。 ・一時的に保険料率を下げたとしても、その後上げることを考慮した場合、平均保険料率は10%を維持してほしい。 ・基本的には平均保険料率10%を維持してほしい。変化があると事業主には辛い。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国からの貸付金等の返済が始まる。平均保険料率は引き下げてほしい。中小零細企業の方々のご意見を聞いたうえで、平均保険料率10%をいつまで維持していくのかを少しづつ明確にした方が、わかりやすくてかつ理解も得られやすいと思う。 ・顧問先の会社でも保険料負担が大きいという声があがっている。保険料の納付を猶予されている事業所も多い。一時的であったとしても、事業主のことを考えると、引き下げるのも1つの考え方だと思う。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による非常事態であることを考慮す |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | | ると、単年度限定であっても下げてほしい。 |
| 神奈川 | <p>9. 85% (9. 99%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>神奈川支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.99%から0.14%ポイント引き下げ、9.85%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>中長期的な視点からは、全国平均保険料率は10.0%を維持するべきであり、全国平均保険料率10.0%を所与とした当支部の令和4年度保険料率9.85%への引き下げは、妥当であると思料します。</p> <p>当支部の保険料率は、今回、令和2年度のコロナ禍による加入者の受診控えによる加入者一人当たり医療費の減少率が全国平均以上であったことを主因として引き下げとなります。中期的にみると当支部の加入者一人当たり医療費の増加率は相対的に高く、保険料率は上昇傾向にあります。今年度の医療費の動向に鑑みて令和5年度保険料率は一転して大幅な引き上げとなる可能性が高いと思料しています。</p> <p>医療費分析の深化などを通じて中期的な医療費の伸びが相対的に高い要因を究明し、医療費適正化の取り組みをさらに強化し、保険料率の上昇の抑制に努める所存です。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>コロナ禍の中で、令和2年度の神奈川支部の保険給付費は全国平均と比較して大きく減少している。9.99%から9.85%への引き下げは、その実績を踏まえた結果であり、妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川支部の令和3年度上期における月次の加入者一人当たり医療費の動向を勘案すると、通年度で全国平均を上回る可能性が高く、令和5年度の保険料率は大幅に上昇する可能性がある。保険料率の大幅な上昇は事業主および被保険者への影響も大きいため、医療費適正化の取り組みをさらに強化してもらいたい。 |
| 新潟 | <p>9. 51% (9. 50%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>新潟支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.50%から0.01%ポイント引き上げ、9.51%とすることについて、やむを得ないと考</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>9.51%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>平均保険料率 10%維持のうえ計算された新潟支部保険料率 9.51%はやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、令和 4 年度新潟支部保険料率は全国で一番低い保険料率となります。評議会では地域医療サービスの差に関して県内でも格差や乖離があるのが現状のため、保険料率が低いからといって良いわけではないとのご意見もいただいております。</p> <p>新潟支部の健康課題を捉えるときに、県面積の広さ、島嶼部を抱えているという地域性の違いや、医師少數県、医師偏在といった医療提供体制の課題もあります。これらの課題を明確に把握したうえで、健診、保健指導の受診勧奨、重症化予防（医療機関）の受診勧奨、コラボヘルス（健康宣言）の推進といった保健事業を更に取り組むことによって地域格差を解消し、健康保険料率の上昇抑制に努力することが重要であると考えます。</p> | <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来であると、新潟支部健康保険料率は下がる傾向である。しかし、令和 4 年度保険料率については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で例年と違った動きをしていることを丁寧に説明する必要がある。 ・8 年連続全国一低い保険料率は素晴らしい結果だと思う。 ・新潟支部の保険料率が低い理由としては、所得調整と年齢調整も影響している。地域による医療サービスの差に関して、県内でも格差、乖離があるのが現状のため、保険料率が低いからといって良いわけではないとも考える。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の算定について特段異論はない。しかし、介護保険料率と健康保険料率は、なぜ保険料率の変動に違いがあるのか加入者側からすると分かりづらいところもある。そのため混乱しないように分かりやすい広報が必要と考える。 |
| 富山 | <p>9. 61% (9. 59%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>富山支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 9.59%から 0.02% ポイント引き上げ、9.61% とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>先般開催した支部評議会では、人口減少や高齢化のほか、新型コロナウイルス感染症や政府による社会保障制度の見直し等により、数年後の状況も見通せないことに鑑み、平均保険料率 10% を維持すべきとの意見を賜り、結果として令和 4 年度富山支部保険料率を 9.61% に引き上げることに異論はありませんでした。</p> | <p>※令和 3 年 10 月 27 日開催の支部評議会意見を再掲</p> <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保険料率は、可能な限り 10% を維持すべき。 ・保険料率の変更時期については、例年通り 4 月納付分として差し支えない。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支見通しにおいて、試算の度に赤字になるタイミングが後ろ倒しとなっており、このような状況が続くのであれば保険料率の引下げの議論もあり得るが、新型コロナウイルス感染症の影響などの不確定要素がある中で |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>なお、標準報酬月額が徐々に回復基調である一方、医療給付費は前々年度を大きく上回る状況が続いている、さらに新型コロナウイルス感染症では新たな変異株が拡大する等、中長期の財政見通しは極めて不透明です。</p> <p>協会として更なる支出の抑制に取り組むことが重要であり、当支部においても、加入者・事業主の健康増進や医療費抑制に向けた行動が一層促進されるよう、保健事業や医療費適正化の取組等に努めてまいります。</p> | <p>は、引き続き注意深く見ていくことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年や2040年には人口減少や高齢化が更に進むことが明らかであり、10%維持が妥当。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年という大きな変化の年を控え、新型コロナウイルス感染症や政府による社会保険制度全体の見直しなど、数年後の状況も見通せない状況においては、現状維持が望ましい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期的に見れば平均保険料率が10%を超える見通しが示されており、令和4年度保険料率も10%維持で落ち着くのではないか。 |
| 石川 | <p>9.89%（10.11%）</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>石川支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.11%から0.22%ポイント引き下げ、9.89%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当支部の引き下げ幅が全国最大だったこともあり、引き下げに関し異論はなかった。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>特になし</p> |
| 福井 | <p>9.96%（9.98%）</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>福井支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.98%から0.02%ポイント引き下げ、9.96%とすることについて、妥当と考えます</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度保険料率を9.96%とすることに異議なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>2. 理由等</p> <p>支部評議会において特段の反対意見が無かったことや、協会財政の中長期的な安定と保険料負担の長期的な安定を考慮し、平均保険料率 10%の維持及び福井支部の保険料率については妥当と考えます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法定準備金を有効活用することについては賛成。医療費だけではなく、健康に過ごすための予防事業にも保険料が役立っているということを、もっと理解してもらえるように広報や事業を行ってほしい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定準備金は確かに増えているが、活用すれば当然減少する。たくさんあるから使えばいいというものではなく、あくまでも緊急事態に備えるものであることを忘れないでほしい。 法定準備金を活用して保健事業を充実させることには、多少違和感がある。健康について啓発に取り組むことは非常に良いと思うが、どこまで医療費抑制に効果があるか疑問。 協会の赤字構造は、賃金の伸びが鈍化していることも一因であり、これは協会の自助努力ではどうにもならない。制度改正等、国を巻き込んだ議論が必要。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年々積み上がっている法定準備金について、将来的なリスクに備えるだけでなく、現在の加入者にもメリットとなるような活用方法を検討してほしい。保健事業に注力するなら、その事業がどれくらい医療費抑制に貢献したのか、費用対効果をしっかりと検証していくべき。 例年示されている被保険者数や賃金上昇率のシミュレーションは果たして正しいのか、疑念を持っている。不足が生じないよう慎重にシミュレーションせざるを得ない部分もあると思うが、保険料率の議論をミスリードしていないか懸念される。加入者や事業主に対して納得のいく説明が必要。 保健事業にかかる費用について、健保組合や共済組合等他の保険者と比較できるデータがあるとよい。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| 山梨 | <p>9. 66% (9. 79%)</p> <p>1. 意見の要旨 山梨支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.79%から0.13%ポイント引き下げ、9.66%とすることについて、妥当と考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度山梨支部保険料率9.66%への変更に対し、特段の意見は無く、評議員全員から賛同を得ました。</p> |
| 長野 | <p>9. 67% (9. 71%)</p> <p>1. 意見の要旨 長野支部の令和4年度保険料率を令和3年度保険料率の9.71%から0.04%ポイント引き下げ、9.67%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>(1) 協会財政と加入者および加入事業所における保険料負担の中長期的な安定を考慮すると、将来予想される収支反転に備えるべく平均保険料率10.0%を極力長く維持していくことには合理性がある。</p> <p>(2) 他保険者への影響力が大きい国内最大規模の保険者として、短期的に保険料率を上下させるのは好ましくない。</p> <p>(3) 以上より、平均保険料率10.0%を維持したうえで、令和2年度のインセンティブ制度の結果も踏まえ、所定の方法により各支部の適用料率を算出することは妥当と考えるので、その結果、当支部料率が令和3年度から0.04%引き下がることは妥当である。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率10%を維持し、長野支部の令和4年度保険料率を令和3年度保険料率の9.71%から0.04%ポイント引き下げ、9.67%とすることについて妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部にとって第1号保険料率を下げるのが肝要である。そのための事業にしっかりと取り組んで欲しい。 ・インセンティブ制度の影響について、金額を示すなどしてインパクトのあるPRに努めて欲しい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部別保険料率に対するインセンティブ制度による加減算の影響は大きい。今後も上位3分の1に入るよう戦略的に取り組んでいく必要がある。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部別保険料率算出の仕組や実際の状況について、加入者や事業主の行動が変わるような、分かりやすいPRに努めていただきたい。 |
| 岐阜 | <p>9. 82% (9. 83%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度の岐阜支部保険料率が9.82%となることについては妥当であ</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>岐阜支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.83%から0.01%ポイント引き下げ、9.82%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>岐阜支部評議会においては異論がなく、加えて前年度比引き下げとなることについて率直に評価する複数の意見があったため。</p> | <p>る。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率が下がることは加入者にとってとても良いことだと思う。 ・超高齢化に伴う拠出金の増大が今後の協会けんぽ財政、ひいては加入者負担に及ぼす影響を懸念する。医療費抑制の全体像を考えることが差し迫った国民的課題である。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢調整、所得調整、地域差、そしてインセンティブ制度を反映された適切な保険料率と認める。 ・平均保険料率10%の維持およびインセンティブ加算0.007%での据え置きは、現在の経済環境を鑑みれば妥当である。 |
| 静岡 | <p>9. 75% (9. 72%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>静岡支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.72%から0.03ポイント引き上げ、9.75%とすることについて、やむを得ないものと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>医療費の伸びが賃金の伸びを上回る協会けんぽが抱える財政上の赤字構造が引き続き解消されないと見込まれることに加え、令和5年度以降、高齢者医療の拠出金が当分の間さらに増加していくことが避けられない現在の状況においては、平均保険料率10%を負担の限界として維持し続</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>コロナ禍において、事業所、加入者とともに非常に厳しい状況にあるものの、事務局としても各事業で努力されており、よくやってくれていると感じている。料率引き上げについては、妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、インセンティブ制度の対象となったが、コロナ禍により数値が流動的であるほか、他の要因によって、事業展開を適切に行ってても数値になかなか出ないこともある。インセンティブの保険料率の反映はそのように捉えるべきだと考える。今回提示の保険料率については妥当と思料す |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>けることが最も適当であると考えられるため。</p> | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み医療費が増大する中で、いつかは保険料率を引き上げなくてはいけないことは理解できる。保険料率引き上げを了承する。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所としても、コロナ禍にあり、本当に厳しい状況が続いているが、事務局が各事業で努力されていることから、その点を評価し料率引き上げを了承する。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で加入者も大変な人が多いと思う。当社でもシフトの減により給与が大幅に減少になっている方も大勢いる。制度として安定的な運営のために保険料率を引き上げることは了承できる。一方で、大変な加入者の方の存在があることも片隅に留めていただきたい。 |
| 愛知 | <p>9. 93% (9. 91%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>愛知支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.91%から0.02%ポイント引き上げ、9.93%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当職としましては、可能な限り中長期にわたって協会けんぽの財政の安定した運営を図るという趣旨のもと、昨今の状況を鑑み、より長く継続的に保険料率を維持することが必要と思慮いたします。</p> <p>準備金が積み上がる中、当支部の保険料率も2年連続で引き上がる一方、インセンティブ制度について、周知広報に取り組んでいるものの、制</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率の引き上げ(9.93%)は妥当</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度について、従業員にも働きかける仕組みを考えてほしい ・インセンティブがなかなか反映されにくい大規模支部の事情も理解しているので、今後も「何ができるか」ということを考え、引き続き続けてほしい ・保険料率の地域格差が年々拡大しているため、この格差を解消していくことも考えていかなければいけない |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>度や趣旨について、250万人の加入者の方々から理解を得、行動変容に繋げていくことは大変難しく、結果、保険料率の引き上げ要因にしかならなかったため、これ以上のインセンティブ原資の拡大については、慎重に検討をお願いしたい。</p> <p>また、保険料率の支部間格差の拡大について評議会から検討、対応の必要性があるのではないかとの意見が出されており、本部運営委員会においても更なる検討をお願いしたい。</p> | <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度の指標において、効果的な事業に特化して取り組んでもらいたい ・高齢者医療への拠出金や準備金について検討が必要 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に保険料率の変化に伴い自己負担も増えていくことへの意識づけが必要 ・高い保険料を払い続けている都道府県が、制度的に是正される基準項目ができると良い |
| 三重 | <p>9. 91% (9. 81%)</p> <p>当職としては、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、医療給付費が令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っていることを勘案すると、保険料率の変更は困難であると考えるため、令和4年度の平均保険料率は10%を維持し、三重支部保険料率を9.91%に変更することについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>一方、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は依然として解消されていないことや、高齢化の進展にともない高齢者医療拠出金の急増が見込まれることなど、協会けんぽの財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も予断を許さない状況です。このため、財政基盤の強化に向けて、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。</p> <p>赤字構造を改善するためには、支出を減らすことが重要であります。例えば、不要不急の時間外受診や休日受診を減らし医療費の抑制を図ることなど、将来的なコスト削減に向けた取組を強化していくことも必要と考え</p> | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度保険料率について、三重支部評議会としては、平均保険料率10%を維持し、三重支部保険料率を9.91%に変更することは妥当との意見でまとめられた。 ・保険料の変更時期について、特段の異論はなかった。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(令和3年10月28日開催)</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行きが見通せず、不安材料が多くある中で、生活基盤である健康保険は長期的に安定した持続可能な制度であるべき。5年収支見通しに基づくシミュレーションによると、法定準備金残高は2~3年後にピークを迎えること、その後、いずれのシミュレーションにおいても漸減していくことを勘案すると、安心・安定感を得られる制度とする観点から、平均保険料率10%を維持すべき。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>ます。また、準備金残高が増加している中、健診費用・項目の見直し等による健診受診率の向上等、加入者・事業主に適切に還元される施策を検討し、取組を進めることが重要と考えます。加えて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果から効果的な意見発信を行うための支援など、更なる本部機能の発揮をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 近年の実感として、給与が上がったという感覚があまりなく、赤字により解散した健康保険組合が協会けんぽに移行してくるなど、様々な不安材料があることを懸念している。 <p>(令和4年1月18日開催)</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金残高が増加していく中、還元策として、今後、更なる保健事業の充実を検討していくことであるが、加入者にしっかりと還元されるようメリハリのある施策をお願いしたい。また、その施策を周知する際には、加入者にとって分かりやすく、伝わるように発信いただきたい。 |
| 滋賀 | <p>9. 83% (9. 78%)</p> <p>1. 意見の要旨 滋賀支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.78%から0.05%ポイント引き上げ、9.83%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 平均保険料率を中長期的に考えるという理事長方針に異論はなく、また、協会財政のいわゆる「赤字構造」が解消されているわけでもない現状があります。それに加え、コロナ禍が協会財政に与える影響が不透明な状況であることを考えれば、平均保険料率を10%に維持することが妥当だと思慮いたします。 また、都道府県単位保険料率を算出する際の諸要素の算定方法も妥当であり、令和4年4月納付分から変更することに異論はありません。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.78%から0.05%ポイント引き上げ、9.83%とすることを承認する。 この変更を令和4年4月納付分からとすることを承認する。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度を安定的に運営するために準備金はあった方が良いというのは確かにことだが、負担する側がいるのでとにかく沢山あればいいというものでもない。そういうバランスをしっかり考えてほしい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定準備金1か月についての議論は、例えば法律改正を働きかけることまで見据える必要もあるだろう。その場合は何か月分必要なのかといった具体的な議論にもなってくるので、本部では通年ベースで検討してほしい。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| 京都 | <p>9. 95% (10. 06%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>京都支部の令和4年度保険料率を令和3年度より0.11%引き下げ、9.95%とすることは、現行の仕組みの中で算定された保険料率であることから、妥当と考えます。</p> <p>しかしながら、新型コロナ感染症の拡大が不透明な中、平均保険料率の維持に向けての具体的な対策や事業の工夫・成果が加入者の目に見えるものにするように強く要望されていることを申し添えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>評議会意見は、料率の引き下げを妥当とする意見で一致した。</p> <p>しかしながら、支部間の料率格差の大きさや準備金の取り崩しに対する定めには疑問が呈された。</p> <p>令和2年度は全支部において対前年より一人当たり医療費が下回るという特異な環境となったが、一人当たり医療費が引き下がった中でも29支部が料率引き上げとなり、その理解において加入者自らの受療行動・意識とは隔たりがあり、加入者・事業主の納得は得られにくいと考えます。</p> <p>平均保険料率の維持を議論の前提としつつも、今一度地域差にフォーカスし、保険者努力による医療費の地域差縮小に向けた効果のある具体的な施策を明らかにする必要があると考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>京都支部の令和4年度保険料率を、令和3年度の10.06%から0.11%引き下げ、9.95%とすることに関することに関して異論はなく全会一致で了承された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都支部は平均より低い保険料率となるが、都道府県ごとの差の大きさに驚いている。保険料率が下がるよう事業に取り組んでいただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金が積み上がる中での加入者への還元策として、保健事業の充実に向けて予算をつけることは評価したい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期な見通しの中で、平均保険料率10%維持はやむを得ないと判断しているものであり、10%を超えることとならないよう、今の段階から努力や工夫をいただくよう重ねてお願いする。 一方的に決められる拠出金の額が大きい中で、単年度収支が赤字にならないと積みあがった準備金を使えないのはいかがなものかと感じている。準備金の取り崩しに関する仕組みについては引き続き意見発信をしていただきたい。 |
| 大阪 | <p>10. 22% (10. 29%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>大阪支部の令和4年度保険料率を令和3年度保険料率10.29%から</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>大阪支部保険料率10.22%について、特段異議なし。</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>0.07%引き下げ、10.22%とすることについて承知いたします。</p> <p>2. 理由等</p> <p>中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での議論の集約に於けるプロセスの中で平均保険料率の 10%維持が決定し、それを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、その決定方式に異論はなく、又、大阪支部評議会で集約された意見も合わせ、大阪支部の料率が示されたものと理解します。</p> <p>3. その他</p> <p>①大阪支部の保険料率に関して、事業主・被保険者様へ、丁寧かつ分かりやすい広報や説明を行います。</p> <p>②個別の意見として、国民皆保険を維持し、保険者の役割期待を發揮していくための、都道府県別保険料率の決定方式について、再考見直しを要請します。</p> <p>具体的には地域調整（所得・年齢調整）の在り方に関して、現行制度ができてから一定の期間が経過し、年々都道府県別の社会環境や協会けんぽに加入する事業主や加入者の変動がある状況で、その地域調整差が都道府県別保険料率の決定に大きな影響を与えてくることは確実であり、地域調整差が拡大することは、協会けんぽの存続を妨げる要因になるのではと危惧いたします。</p> <p>財政面での長期的シミュレーションの前提である平均保険料率の 10%維持とともに、平均保険料率 10%を維持するための都道府県別保険料率のあるべき姿の検討も必要かと思料します。</p> | <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10%維持はやむを得ないと考えるが、準備金については今後も積みあがっていくと見込まれ、収支見通しのシミュレーション自体の信頼性、整合性については、確認が必要。実績値との乖離を確認することによって、今後のシミュレーションの精度も上がっていくと思うので、検討いただきたい。 多少の変動、増減があっても大きな支障はない。10%維持で妥当と考える。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10%維持については理解するが、地域差による都市部の負担率が大きく、地方が小さいというのは大きな問題を含んでいると考えるが、実際に使った医療費だけで算出すれば、高齢化、低所得化の進む地方の負担感が大きく、致し方ないと納得している部分はある。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率 10%維持はやむを得ないが、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も大きいと思うので、短期的にでも、常に試算のやり直しが必要と考える。 |
| 兵庫 | <p>10.13% (10.24%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>兵庫支部は今回引き下げとなるため、都道府県単位保険料率の変更自体に</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>兵庫支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.24%から0.11%引き下げ、10.13%とすることについて、今後の財政運営への課題は認識しつつも、平均保険料率の維持はやむを得ず、妥当と考える。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政は、今後も赤字構造が継続する可能性があることに加え、今後さらに高齢化が進み医療費や高齢者医療制度への拠出金が増大することが想定されるため、平均保険料率を中長期的な視点に立ち設定する必要性は十分に理解している。しかしながら、都道府県単位保険料率を算出するうえで、事業主や加入者からの理解を得られない仕組みについては、見直す必要性がある。</p> <p>まず、従来より平均保険料率10%が負担の限界であると訴えて維持してきたものの、地域差は年々拡大傾向にあり、令和4年度においては最高支部と最低支部の暫定値の料率差は1.49%と、過去最大に拡大している。この格差には、地域の医療提供体制等、支部の努力で埋められない要因が含まれており、この現状は底上げを図るという本来の趣旨にも反してきている。今後は、格差拡大への具体的な対応策を検討すべきではないか。</p> <p>次に、インセンティブ制度の財源については、保険料率への上乗せは負担感が強く、予算化して対応すべきである。準備金が大きく積み上がっていいる現在、0.01%分の財源（約100億円）は十分に賄うことが可能である。</p> <p>また、準備金の使い道について、保健事業の拡充という方向性が示されたことは前進だとしつつも、実施時期が令和6年度以降ではスピード感に欠けるという意見が評議会で出された。効果検証が必要な事業もあり、保険者機能強化アクションプランの区切りに拘らず、早期に事業を開始すべきと考える。</p> <p>全国一律から都道府県単位の料率に移行し、激変緩和措置が終了した現在、中長期的な視点に立つことも重要であるが、支部間の格差拡大につい</p> | <p>異論は出なかった。しかし、今後の準備金の使い道や、支出の構造に関する抜本的な見直しについて、改善を求める意見が出された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や精算部分による保険料率の増減は、医療費の抑制の構図に繋がり、インセンティブ制度と酷似しているのではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度について、やはり0.007%となると財源が小さい。準備金をインセンティブ制度の財源としてもよいのではないか。 ・後期高齢者への拠出金の削減について、税金で賄う部分の検討等、全保険者や政府も入るような議論がベースにないと、協会けんぽ単体での対応は厳しい。 ・保険料率について、引き上げを続けるのは不可能な話で、今の仕組みのままでは破綻する。準備金に余裕がある今のうちに、仕組みや構造、あり方の根本的な変革が必要である。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率における年齢調整の説明もあったが、今後少子高齢化進んでいくことになる。根本的には健康保険は助け合いの制度であり、人口構造の変化等の将来も見据えて柔軟に検討していくべき。 ・平均保険料率10%維持について異論はないが、景気や賃金の上下の傾向、被保険者数の減少等、様々な動向を考慮できるような仕組み作りが課題だと感じる。 ・中長期的に考えて、安易に引き下げが難しいのは承知しているが、やはり準備金の積み上げについてはルールを決めておくことが必要ではない |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>ての改善、また、インセンティブ制度の財源の見直しや保健事業の拡充の早期着手について、検討を行っていただきたい。</p> <p>併せて、協会けんぽの財政健全化に向け、国庫補助率 20%への引き上げ、さらには、拠出金負担を含めた公的医療保険制度の抜本的な見直し等、国に対しての働きかけを切にお願いする。</p> | <p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回受診控えが引き下げ要因となったこと、ただし受診を控えることで大病の早期発見に至らないのは本末転倒であるといったことは、加入者に広く周知していく必要がある。 |
| 奈良 | <p>9. 96% (10. 00%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>奈良支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.00%から0.04%引き下げ、9.96%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>この度の引き下げの要因としては、特に医療給付費の伸びが抑制されたこと、令和2年度決算の精算分のほか、インセンティブ制度による減算が、今回の引き下げの要因と考えており、ひとえに加入者・事業主の皆様のご努力の結果であると受け止めております。</p> <p>また、今回の引き下げにより全国平均である10.00%を下回りますが、「ここを新たなスタートラインとして、支部の重点課題であるジェネリック医薬品の普及促進などによる医療費適正化や健診受診率向上を推進することにより、さらなる保険料の引き下げとなるように努めていきたい。」と評議会で説明いたしました。</p> <p>評議会の賛同も得られましたので、今回の保険料率変更について、0.04%の引き下げは妥当であると考えます。引き続き、加入者・事業主の皆様の利益に資するため、今後も最大限努力してまいります。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>奈良支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.00%から0.04%引き下げ、9.96%とすることについて、妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナが収まったときに医療費の増加によって保険料率が大きく上がることがないように対策を考えておくべき。 ・法律では準備金は1カ月分だが、6か月分近く積みあがっていることは妥当なのか。準備金が3か月程度に減った段階で総合的に見直す仕組みが必要ではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10%を切っていることはよいこと。ジェネリック医薬品使用割合を高めて、さらに保険料率が下がるように努力してほしい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保険料率10%の中で、9.96%に下がることはありがたいこと。 |
| 和歌山 | <p>10. 18% (10. 11%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率10%維持という意見が多数だったが、一部の評議員からは保険料</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>和歌山支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.11%から0.07%ポイント引き上げ、10.18%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や賃金の動向が不透明であるうえ協会財政の赤字構造が解消されない中、財政運営を中長期的な考えを基本とする必要があるという視点より安定した医療保険制度運営のために平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないと考える。</p> <p>しかしながら、和歌山支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、少しでも保険料率を下げることが望まれる中、当支部の次年度の保険料率が+0.07%の大幅な引き上げとなっている状況については、上昇した要因を加入者に丁寧に説明していく必要があると考える。</p> <p>支部評議会においてもコロナウイルスの影響や今後の財政の見通しにより平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないとのご意見をいただいているとともに、今後準備金が枯渇するというシミュレーションが示されている状況の中、今のうちに国庫補助率の引き上げを実現するため、国に対して強く働きかけていくべきとのご意見もいただいており、当職としても同意見である。</p> <p>また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されない限り、財政の不安定化は続くため公的医療保険制度の抜本的見直しに関する国への要望を強化していただきたい。</p> | <p>率を下げるべきという意見も出された。また、早期に国庫負担の引き上げを希望する意見が多かった。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10%維持はやむを得ないが、和歌山支部では保険料率が上昇しており、加入者・事業主への説明が必要。 ・支部間で保険料率の格差が拡大しており、料率の高い支部がやる気をなくさないようインセンティブ制度の見直し、国庫負担の見直しが必要。 ・事業所の担当者の中には、新型コロナウイルス等の影響から保険料率が上がるのも仕方ないという声もある。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金残高の増加は加入者・事業主の理解を得られないため、保険料率を引き下げるべき。 ・法定準備金の還元、残高の見直しを検討して欲しい。 ・国庫負担を早期に上限の20%に引き上げるべき。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の大幅な変動は望まないため10%維持はやむを得ない。 ・支部の保険料率が0.07%増加するのは影響が大きい。 |
| 鳥取 | <p>9. 94% (9. 97%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>鳥取支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.97%から</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>特段の意見なし</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>0.03%引き下げ、9.94%とすることについて妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和4年度の保険料率を検討するうえで基礎となる医療給付費・平均標準報酬月額等の状況をみると、ともにコロナ前の動向に戻りつつあるが、新型コロナウイルス オミクロン株の影響など先行き懸念される部分も依然大きい。</p> <p>そのため、加入者および加入事業所を取り巻く環境は、来年度も厳しい状況が続くと予想されるが、今後の協会けんぽの財政を取り巻く情勢などを勘案し、保険料率10%が負担できる上限であり、これを中長期的に安定して維持していくという観点から平均保険料率10%を維持することとし、その基準によって算出された鳥取支部保険料率を妥当と考えるものである。</p> <p>一方で、保険料率は維持するものの、加入者及び加入事業所の実質的な負担額の軽減を図るため、生活習慣病予防健診や特定健診の補助額引き上げなどの施策を、早期に実施することを望む。</p> | |
| 島根 | <p>10.35% (10.03%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>島根支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.03%から0.32%ポイント引き上げ、10.35%とすることについて、保険料率をより引き下げるべきと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当協会からの加入者や事業主への説明では「各都道府県の保険料率は、</p> | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根支部保険料率が0.32%引き上げられることについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、加入者や事業主の経済的負担が大きいため、引き下げを要望する。 ・法定準備金の取り崩しができないのであれば、何らかの方法で還元すべきである。 <p>【評議員の個別意見】</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されるため、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組み」と説明しているが、コロナの影響とはいえ協会発足以来初めて医療給付費が減少したにもかかわらず、将来の不安に備えるという理由から全国の平均保険料率10%が維持されている。</p> <p>今回は医療費の減少要因がコロナではあるが、保険料率設定の考え方並びに支部保険料率算定の仕組みが変わらない限り、たとえ加入者や事業主の努力によって医療費が減少した場合でも減少率の相対評価により保険料率の伸びを抑えることは極めて困難で、加入者や事業主の理解を得ることは難しい。</p> <p>現に他県にくらべ医療費の減少率の低い当支部の保険料率は大幅に引き上げられ過去最高となった。</p> <p>支部間の保険料率の差も年々拡大し令和4年度は最大1.49ポイントとなっている。保険料率の支部間格差の是正を謳っているものの現行のままでは是正に現実味がないばかりか、仮に保険料率の高い地域の保険料率の引き下げが実現した場合でも、相対評価によってどこかの地域が引き上げになり全体として平均保険料率を維持するだけである。また、努力によって恩恵を受けるはずのインセンティブ制度も、原資が内部の持ち出しのため全支部が改善したとしても相対評価により改善率の低い支部は実質保険料率の上昇となる。</p> <p>全国一律の保険料率を強く希望するが、支部単位で保険料を設定するのであれば、各支部の医療費の増減や健康への取り組み実績と保険料率を連動させ、前年度より改善されれば引き下げ、悪化すれば引き上げるといったシンプルで加入者の努力が報われる制度が理解しやすく納得できると考える。</p> | <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金の加入者への還元はもっともある。努力して積み上げたものが使えないことは納得性に欠ける。 島根県はコロナ感染症の予防対策をしっかりと取り組み医療への影響を頑張って抑えた。その結果、医療費の減少が少なかったことを理由に保険料率が上がるることに理解できない。数年間を平準化して保険料率が下がるのであれば理解できる。 令和4年度収支見込によると、今年度よりも収支ともに減少するが、支出の減少幅が大きく準備金はさらに積み上がるとされており、保険料率の引き上げには疑問が残る。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金の当期末処理損失のてん補に充てる以外の活用には、省令改正が必要ということであれば、雁字搦めて議論する意味がない。 島根県においては、最低賃金が大幅に引き上げられ、従業員の給料が上がる中、保険料率の引き上げは、地方の企業にとっては、大きな負担増となり厳しい。 法治国家の根源は国民に不利益があれば、改正するものである。準備金は加入者や事業主のこれまでの努力によって積み上がったもので、還元するのは当たり前である。そのために省令改正が必要であれば国への働きかけをしていただきたい。これを訴えるために評議員がいると思っている。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>この度、準備金の取り扱いについて、従来の説明にはない「全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令」で「準備金は、当期末処理損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない」と謳われていることが示された。これまで積み上がった法定の5倍を超える準備金を取り崩し加入者の健康増進等に使用する議論の余地はなくなり、自分たちの保険料を今の自分たちのために使えない状況が明らかになった。法定を超える部分の準備金が協会の裁量で使用できるよう省令の改正を求めることが評議会の強い要望である。</p> <p>平均保険料率が単年度均衡保険料率を大きく上回り、将来の不安を理由に際限なく準備金が積み上げられている現状は、厳しい状況の中で保険料を納めている事業主・被保険者にとって素直に納得できないものである。</p> <p>現状優先すべきは未確定な将来の不安への備えよりも、今このコロナ禍で起きている事業主・被保険者の現実の苦境に手を差し伸べることであり、保険料を納めている事業主・被保険者のために柔軟に使えない準備金への積み上げよりも保険料率をより引き下げる必要があると考える。</p> | |
| 岡山 | <p>10. 25% (10. 18%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岡山支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.18%から0.07%引き上げ、10.25%とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>実質賃金は上がりず物価は上昇しており、労働者の負担がますます厳しくなっている状況において、法定準備金を大きく上回る準備金残高を保有しながら、各支部保険料率が前年度から引き上げされる支部が多数あるということについては、加入者、事業主の皆様には理解しがたいことではな</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率変更については引き下げが一番であるがやむを得ない</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率減算要因となるインセンティブ制度の順位が思わしくなかった理由を精査し翌年度に活かしてほしい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県内では、昨年のコロナ禍より実質賃金が上がっておらず厳しい状 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>いかと考えます。</p> <p>コロナ禍で中小企業の経営が悪化している状況が、すぐには回復することが困難であると考えられることから、これ以上の健康保険料率の引き上げは中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑う余地はありません。</p> <p>現在のような未曾有の状況下では、地域の実情が大きく作用した医療費を含む都道府県支部別の収支差について、何らかの調整をご検討いただきたいと考えます。また、都道府県支部の保険料が 11.00%～9.51%とその開きが大きくなりすぎていることについて、要因の検証と対策のご検討をいただきたいと考えます。</p> <p>併せて、引き続き、国庫補助率 20%への引き上げや、高齢者医療への拠出金の費用負担の制度見直し等について、国への要望を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>以上、ご検討をお願いし、令和 4 年度の料率決定までには、その検討結果の策定・実施が困難であろうという結論の下で、令和 4 年度保険料率 0.07%引き上げを受入れたいと思います。</p> <p>岡山支部といましても、評議会で頂戴しました意見を踏まえ、インセンティブ制度の取り組みの強化、医療費適正化の強化等、各事業に取り組んでまいる所存です。</p> | <p>況であり、被保険者からすれば今、保険料を引き下げてほしいところ。中長期的な視点でというのも理解するが、短期的な視点も考えてほしい。</p> |
| 広島 | <p>10.09% (10.04%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>広島支部の令和 4 年度保険料率を令和 3 年度保険料率の 10.04%から 0.05 ポイント引き上げ、10.09%とすることについて、止むを得ないと考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>広島支部の保険料率を 10.09%に引き上げることについては、現行の制度下では致し方ないと考える。保険料率が上がる一方で、準備金が積み上がることについては、丁寧に説明する必要がある。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>2. 理由等</p> <p>医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていることや、新型コロナウイルスの感染拡大等により将来の見通しが極めて不透明な経済情勢もあり、平均保険料率の 10%維持を前提に算出された広島支部の保険料率に異論はありません。</p> <p>但し、評議会では、保険料率が上がる一方で、準備金が積み上がることについては、丁寧に説明する必要があると意見が出ております。広島支部としては、今後も単に準備金の積み増しを行うのではなく、単年度予算の中で保険者機能強化予算等として保健事業を推進強化する予算を増額、重点的に配分の上、健康経営を通じた加入者の健康度の向上に資する事業を積極的に展開することが必要であると考えます。加えて、インセンティブ制度を始め制度周知の不十分さが指摘されており、健康経営や健診の重要性等、本部・支部一体となって広報・PRを強化すべきと考えます。これらの取組により医療費適正化と将来的な保険料率の上昇抑制の道筋を構築すべきと考えております。</p> | <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率について、健康保険料率が引き上がり、介護保険料率は引き下がることとなり、年齢によって保険料率が上がる被保険者、下がる被保険者がいるため、事業所に対して理解しやすい広報が必要ではないか。 <p>また、保険料率が上がる一方で、準備金については増え続けているが、何を想定して積み上がっているのか、何を基準にして積み立てているか、具体的に説明していく時期にきているのではないか。</p> |
| 山口 | <p>10. 15% (10. 22%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>山口支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.22%から0.07%ポイント引き下げ10.15%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和2年度医療給付費等の清算分に加えインセンティブ制度による減算効果もあり、来年度山口支部保険料率について10.15%で欠席評議員を含めて全評議員の同意を得ている。</p> <p>尚、前回評議会及びそれを受けた運営委員会における各評議員、各運営</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>山口支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.22%から0.07%ポイント引き下げ、10.15%とすることについて承認する。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口支部の保険料率が10.15%になり前年度よりも0.07%下がった事はよかったです。今後も医療費適正化をすすめ、健康に対する関心を高めていくようにすることが大切ではないか。 令和4年度保険料率10.15%に同意する。結果として山口支部の保険料 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>委員の発言のとおり平均保険料率については消極的賛成と理解しており、不確実な要因の多いシミュレーションによる中長期的な観点では十分な納得は得られない。今後、更なる高齢者医療制度やインセティブ制度の周知、被保険者や被扶養者の健康増進により有益な事業展開の取り組みが必要と考える。</p> | <p>率が下がった事はいいことだ。ただ準備金については健康増進に有益な事業への投資を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度保険料率については10.15%で問題ない。来年度も山口支部の保険料率が下げられるように、医療費適正化、インセンティブ制度の周知や健康意識の改善に具体的にどう取り組むかが必要になる。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金が積みあがっている現状をみても事業主からすると少しでも保険料率を下げて頂きたいと思うが、前回の意見と同様で10%維持で致し方ないと思う。 保険料率について異議はない。コロナが収まった時に、準備金の状況、経済情勢を勘案して引き下げの議論も行ってほしい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率を長期的に考えると、保険料率を一旦下げた時に再度引き上げるのが1番ネックになると思うので10%維持が一番理想的だと思う。山口支部の保険料率を含めて異論はない。 山口支部の保険料率が下がるのは好ましいと思う。平均保険料率についても10%維持で問題ありません。 |
| 徳島 | <p>10.43% (10.29%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.29%から0.14ポイント引き上げ10.43%とすることについて、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大により現在も厳しい経営を続けている県内の中小企業の現状を勘案すれば受け入れ難い。令和4年度保険料率に関しては、何 | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10%維持はやむを得ないという意見が多数であったが、支部保険料率の引き上げは厳しい、との意見があった。 保険料率変更の時期は、4月納付分(3月分)からでよい。 <p>【評議員の個別意見】</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | <p>らかの緩和措置を講じていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の変更時期については、令和4年4月納付分（3月分）からで異論はありません。 <h2>2. 理由等</h2> <p>評議会では中長期的視点から平均保険料率 10%維持はやむを得ないという意見が大勢を占めた一方、徳島支部令和4年度保険料率が対前年度0.14%上ることについては、コロナ禍の中、厳しい経営が続いている県内の事業者などを考慮すれば、受け入れがたいとの意見が多数ある。</p> <p>当職としても協会けんぽの財政基盤は赤字構造であり、医療の高度化や令和7（2025）年度以降、後期高齢者支援金が増えていくことを考えれば楽観視できる状況ではなく、中長期的に捉え、できる限り平均保険料率10%を維持していくという基本的なスタンスは変えようがないと理解している。</p> <p>しかし、平均保険料率 10%をすでに 0.29%上回っている徳島支部としては、令和2年度一人当たり医療費が対前年度減少しているにも拘わらず保険料率が大幅に上がることについて、事業主、加入者の納得が得られにくいと思っている。</p> <p>現行の保険料率算出基準に基づき算出された結果ではあるものの、「医療費が減少しているのに保険料率が何故上がるの」という加入者・事業主の率直な疑問に対し、徳島支部の医療費は全国平均と比較して減少幅が小さく、一人当たり医療費で、全国平均との差額が拡がったため保険料率が上がることになるという説明では納得していただけないと考える。全国的に医療費が減少している中で、各支部の令和4年度保険料率がどのように遷移するのか、保険料率が上がる支部の分布状況、引き上げ幅がどうなのかも踏まえ、緩和措置を検討していただくよう強く要望する。</p> <p>また、同一保険者でありながら、保険料率が最低の支部と、最高の支部</p> | <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保険料率 10%維持は仕方がないと考える。だが、目指すべき姿として「継続性」と「公平性」が求められる。今後、高齢化がより進んでいく中で、数年後には現役世代の減少が想定される。現役世代が現在負担している 10%が、10 年後に 15%にならないよう、今のうちに 10%を超えることを前提に、これから保険料の在り方を検討してはどうか。 ・見通しを聞く限り、支部保険料率の引き上げも仕方ないと考える。ただ、コロナの影響も厳しく、中長期の見通しの中で今が引き上げるタイミングかと疑問が残る。 ・徳島支部の保険料率が引き上げになることについて、具体的な緩和策を支部長意見として出すべきではないか。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しでは、先行き厳しい状況にあると理解できる。日銀短観などで樂觀的な見通しもあるが、それは一部の大企業の状況と思う。中小は厳しく、伸びる見込みは低いことを理解していただきたい。こうした中、どう事業運営していくのか、事業主サイドとしては、支部保険料率の引き上げは厳しいと考える。こうした時こそ、準備金の活用ができないか考えていただきたい。全体として社会保険料など負担増にならないよう、インセンティブも併せて検討していただきたい。 ・今が支部保険料率を上げる時期なのか？事業主として負担増が厳しい。コロナに関する融資制度もこれからなくなると考えると引き上げは厳しいと考える。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しでは保険料率 10%は維持せざるを得ないかと思うが、医療費が |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>との格差は更に拡大しており、もはや限界を超えていると思料する。当支部も同様であるが、支部独自の努力だけでは如何ともし難い現実がある。今後の都道府県単位保険料率の在り方についても早急に検討していただきたい。</p> | <p>下がっているにも関わらず保険料が上がっているのは被保険者としては納得できかねる部分もある。また、加入者への説明が難しいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の保険料率の算定方法が、極めて分かりづらい。この分かりにくさを、支部から “わかりやすく” 発信してほしい。それを繰り返すことで、加入者・事業主は保険料率・医療費に目が向けることができる。 |
| 香川 | <p>10.34% (10.28%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>香川支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.28%から0.06%ポイント引き上げ、10.34%とすることについて、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>中長期的な視点を踏まえるとともに、3年目となる新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、平均保険料率10%維持で異論はありません。</p> <p>また、香川支部評議会においても、10%維持は妥当との意見をいただいておりますことを申し添えます。</p> <p>なお、保険料率の変更時期についても、令和4年4月納付分（3月分）からで異論はありません。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率を10%に維持すること、香川支部の状況を鑑み香川支部の令和4年度保険料率を10.34%とすること及び変更時期を令和4年4月納付分（3月分）からとすることについて、異議なし。</p> |
| 愛媛 | <p>10.26% (10.22%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>愛媛支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.22%から0.04%ポイント引き上げ10.26%とすることについてやむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>保険料率の変更について意見なし。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両方の意見のある支部も含めて保険料率引き下げの意見が増えている。保険料率の差が開いてきていること、積みあがった準備金の有効活用が今 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>県内の中小零細企業の厳しい経営状況や、全国平均より低い賃金水準等を踏まえると、保険料率の引き上げは加入者の家計を圧迫し大変厳しいものと受け止めています。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料収入の見通しは不透明である一方、医療給付費は既にコロナ禍前の水準を上回っており、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、来年度以降、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれることを考慮するとやむを得ないと考えます。</p> | 後議論となっていくのではないかと思っている。 |
| 高知 | <p>10. 30% (10. 17%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>高知支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.17%から0.13%ポイント引き上げ、10.3%とすることについては、やむを得ないと考えます。</p> <p>変更時期については、4月納付分からということに異論はありません。</p> <p>2. 理由等</p> <p>従前より、当支部からは、準備金が積み上がっている状況や数年来の単年度収支均衡料率の推移にかんがみ、「下げることが可能な時には下げて、数年間、様子を見てはどうか」という考えを表明しているところであります。現在の評議会においてもその底流となる考えに変わりはありませんが、今後団塊の世代が75歳に入り後期高齢者制度への拠出金が増大すると見込まれること、これまで協会けんぽの収支を好転させてきた被扶養率の低下が止まりつつあること、現在のコロナウイルス禍の状況等では、上記の保険料率はやむを得ないものと考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>支部保険料率10.30%は致し方ない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知支部は、他支部と比較して令和2年度の新型コロナによる受診控えが少なかったことが原因で、令和4年度保険料率が引き上げに作用した。しかし、見方を変えれば通常どおりの生活を送れたとも言えるため、今回に限っては、他支部より保険料が上がることが一概に悪いこととは言い切れないのではないか。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の現役並み所得者には公費が入っていないことから、その分現役世代の負担が大きくなっている。早急に制度改正の実現を求める。 ・保険料率については、これまで以上に加入者の納得性を高める努力をお |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>なお、毎年度、前々年度の支部別の収支差をすべて精算していますが、小さな幅でプラス、マイナスを繰り返すことが多く、一定幅までは繰り越すことができるようになりますし、小幅の保険料率の変更をなくして毎年の料率改正を回避できるような制度変更が望ましいのではないかと考えます。(この場合、インセンティブの料率変更は切り離せばいいのではないかと考えます。)</p> <p>また、当支部の評議会においては、インセンティブ制度に関して、本来助け合いの制度には馴染まないのではないか、との意見が強かったことを申し添えます。</p> | <p>願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か月分相当の準備金が積み上がっていることから、準備金の上限というものを考えていくべきではないか。 ・助け合いの保険制度の中でインセンティブ制度は本当に馴染むのか、ということについて全体で議論すべきではないか。 |
| 福岡 | <p>10. 21% (10. 22%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>令和4年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算(福岡支部は0.007%の加算)等を前提に計算した福岡支部保険料率は10.21%(対前年度比で0.01ポイントの引き下げ)となり、当該保険料率の変更について妥当であると考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>福岡支部評議会においては、協会けんぽの財政の赤字構造は解消されておらず、財政の脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、高齢化の進展等により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%を維持した上で、準備金の有効活用等も含めた将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図り、国民皆保険を支える被用者保険のセーフティネットとして、安定的な財政運営につなげていくことが重要であるとの意見が多数を占めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により中小企業における先行きは極めて不透明な状況が続く中、準備金残高は年々積み上がってお</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>令和4年度福岡支部保険料率が10.21%(対前年度比で0.01ポイントの引き下げ)となることについて異論はない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の皆保険は社会保険方式を原則としており、制度間の財政調整や国庫補助等により維持されている。制度間で財政状況が異なる中で、国としては、保険料率10%を一定の目安として考えていると思われ、将来を見据えて平均保険料率10%を維持することは必要である。 ・平均保険料率10%維持は必要であり、支部保険料率の変更について異論はない。更なる保健事業の充実の検討について、費用対効果の大きい取り組みとしては、喫煙対策や過度の肥満者(BMI30-35以上)への対策があり、脳卒中、心筋梗塞等の減少につながると考えられるため、こうした取り組みを優先して実施すべきである。 <p>(事業主代表)</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>り、こうした状況を踏まえれば、事業者等の負担軽減を図るため、準備金を減らしても保険料率を引き下げるべきとの意見も出されています。</p> <p>足元では、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料収入の見通しは依然として不透明である中、医療給付費はコロナ禍前の水準を上回っております。加えて、令和4年度以降の後期高齢者支援金の大幅な増加や、高額医薬品等の薬価収載の増加が今後も見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%の維持はやむを得ないものと考えます。</p> <p>当支部としましては、令和4年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、引き続き全国平均よりも高い状況にあることから、支部保険者機能強化予算を最大限に活用して医療費適正化対策を積極的に推進していく所存です。</p> <p>また、今般、本部により示された「更なる保健事業の充実に向けた検討」については、将来の医療費適正化に資することはもとより、加入者にとってメリットが感じられる施策とするため、今後の財政状況も踏まながら、各都道府県支部及び評議会の意見等を踏まえた議論を進めていただくことを要望します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10%維持についてはやむを得ない。コロナ禍の中、事業者側としては新型コロナ感染等による人手不足の状況も続いていること、事業継続計画を踏まえれば、従業員の健康の維持・増進は重要な課題であり、保険者として健康づくり事業に注力していただきたい。 運営委員会における意見の内容について、支部評議会における平均保険料率10%維持の賛成については、将来を見据えたものであり、消極的なものではないと考える。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部保険料率の変更について異論はない。準備金の活用等については、一時的に保険料率を引き下げるより、将来の医療費適正化に向けて保健事業の強化に活用していくべきであると考えている。保健事業の推進が医療費に与える影響等について仮説を立てながら、当該予算規模の拡大・充実化を図っていただきたい。 平均保険料率10%維持についてはやむを得ないが、5年収支見通し等のシミュレーションについて、過去との比較検証をしっかりと実施してほしい。準備金残高は積み上がるばかりであり、一定の準備金残高の水準を示すなど、目指すべき将来像をはっきりと示していただきたい。 |
| 佐賀 | <p>11.00%（10.68%）</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>佐賀支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.68%から0.32%ポイント引き上げ11.00%とすることについては、保険料率を引き下げるべきと考えるとともに、以下の通り要望します。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>すべての意見が引き下げを訴求するものであったが、取りまとめは行っていない。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>i) 単年度収支均衡について</p> <p>健康保険法に則り毎事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率となるように、収支見通し期間を 5 年とした単年度収支均衡を原則として検討いただきますようお願いします。</p> <p>ii) 支部間較差について</p> <p>保険料率については、平均保険料率が 10% に維持されたとしても、佐賀支部と最低保険料率の支部との乖離幅は拡大し、令和 4 年度暫定値では 1.49% もの乖離幅となる見込みです。(図表 1)</p> <p>特に、小規模零細企業が多く、コロナ感染拡大による経済状況悪化の影響が中央大都市支部以上に大きいものとなっている佐賀支部加入事業者にとって、保険料負担が大きいことは企業の存続にかかわる重大事であると認識しています。(図表 2)</p> <p>相互扶助が制度を維持・発展させる前提であるはずの国民皆保険制度において、費用負担部分でこれほどの較差があつてよいものか大いに疑問を感じているところです。</p> <p>毎年申し上げておりますが、保険者努力による医療費の地域差縮小に向けて効果のある具体的な施策が明らかになるまでは保険料率の較差を 1 % 以内にする、或いは保険料率の上限を設定するなど特例的な措置の検討を是非ともお願いします。</p> <p>iii) 準備金のあり方について</p> <p>運営委員会および各支部評議会の中で、積み上がり続ける法定準備金のあり方についての意見が多数出ている状況を踏まえ、今後の活用方法を検討いただくとともに、適正な準備金の水準について議論を継続していただきますよう強く要望します。</p> | <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位保険料率の弊害が顕在化しており、原点である全国一律の保険料率に回帰すべきであると考える。 事業主や被保険者が納めた保険料が準備金として積み上がっているのであれば、ステークホルダーとして、適正な保険料率の水準ではないと意見をするのは当然である。準備金が内部留保され、平均保険料率の引き下げに使われないというのは、事業主や被保険者の理解は得られない。 中小・零細企業にとっては、保険料率の変動があったとしても、少しでも保険料率を引き下げた方が助かるという事は分かりきっている。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金が際限なく積み上がっている現状を鑑みても、単年度均衡保険料率までの引き下げや、引き下げが困難なのであれば、準備金を活用し、加入者等への還元を検討すべきである。 あくまでも単年度収支原則の考え方へ沿った平均保険料率を設定すべきであり、事業主の立場としては平均保険料率を据え置くことについては承服できない。 経営者の感覚としては、準備金を漠然と積み上げることは理解し難い。企業は、コロナ禍であっても従業員の待遇を改善していかなければならず、雇用保険も含めて負担ばかりが増えており、このままでは立ち行かなくなる企業も多くなる。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の分野ではこれまで、財政がここまで緊迫していなかったので保険料率を据え置いてきたが、財政が厳しくなったので来年度は、雇用保険料率を引き上げるという考え方である。なぜ協会けんぽは単年度収支均衡の原則通りに、雇用保険と同じ考え方で保険料率を設定することが出来 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|----------------------|
| | <p>2. 理由等</p> <p>令和4年度平均保険料率の設定に際し、令和3年10月27日に開催した佐賀支部の評議会では、準備金残高が大幅に拡大する黒字基調の財政状況にあっては、健康保険法の本則通り、「単年度収支均衡原則」、「収支見通し期間5年」とする旨、評議員の総意による佐賀支部評議会意見書を提出させていただいたところです。</p> <p>しかしながら、その本質の議論はもとより新型コロナウイルス感染症という過去に経験したことがないような国難の状況下においても、一時的・時限的に平均保険料率を引下げるという意見が置去りにされ、多数決の原理によって少数支部の意見が議論されることもなく切り捨てられたように感じられました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、地方の中小企業の財務状況が非常に苦しいと訴えているなか、平均保険料率10%を維持する方針が示されたことは残念でなりません。</p> <p>また、令和4年度都道府県単位保険料率の算定にあたり、緊急事態宣言の影響が顕著であった大規模支部と影響が限定的であった小規模支部において、加入者の受診控え等の影響を特に考慮することなく、機械的・一律に医療給付費見込みを試算し、2年後に収支差で精算する取扱いとしているのは甚だ疑問であります。</p> <p>令和4年度の佐賀支部の保険料率は、協会けんぽ発足以来初めて11%に到達するという試算がなされており、過去に経験のない保険料率水準であるとともに、当支部と保険料率が最も低い支部との乖離幅は前年度より更に広がっております。そういった現状を受け、評議会の中でも不安と疑問の声を多数頂戴していることから、法定準備金のあり方を初めとして、準備金が積み上がっていく情勢下においては平均保険料率の引き下げに向け、具体的な議論を本格化する必要があるのではないかと強く感じているところです。</p> | <p>ないのか、甚だ疑問である。</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----------------------------|----------------------------|------------------------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|------|--------------------------|--|--|--|--------|-------|-------|-------|-----|----------|------------------------|------------------------|-------------------------|-----|------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------|------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|------|------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|------|-------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|--|
| | <p>■ (図表1) 保険料率の推移（最高支部と最低支部の比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>最高支部（佐賀）</th> <th>最低支部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成29年度</td><td>10.47%</td><td>9.69%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>10.61%</td><td>9.63%</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>10.75%</td><td>9.63%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>10.73%</td><td>9.58%</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>10.68%</td><td>9.50%</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>11.00%</td><td>9.51%</td></tr> </tbody> </table> <p>■ (図表2) 佐賀支部と最低保険料率支部の年間保険料負担の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th> <th colspan="4">保険料負担額（労使折半前）【平成31年度との差】</th> </tr> <tr> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10名</td><td>403,200円</td><td>414,000円 【+10,800円】</td><td>424,800円 【+21,600円】</td><td>536,400円 【+133,200円】</td></tr> <tr><td>50名</td><td>2,016,000円</td><td>2,070,000円 【+54,000円】</td><td>2,124,000円 【+108,000円】</td><td>2,682,000円 【+666,000円】</td></tr> <tr><td>75名</td><td>3,024,000円</td><td>3,105,000円 【+81,000円】</td><td>3,186,000円 【+162,000円】</td><td>4,023,000円 【+999,000円】</td></tr> <tr><td>100名</td><td>4,032,000円</td><td>4,140,000円 【+108,000円】</td><td>4,248,000円 【+216,000円】</td><td>5,364,000円 【+1,332,000円】</td></tr> <tr><td>200名</td><td>8,064,000円</td><td>8,280,000円 【+216,000円】</td><td>8,496,000円 【+432,000円】</td><td>10,728,000円 【+2,664,000円】</td></tr> <tr><td>300名</td><td>12,096,000円</td><td>12,420,000円 【+324,000円】</td><td>12,744,000円 【+648,000円】</td><td>16,092,000円 【+3,996,000円】</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 標準報酬月額30万円で計算した場合</p> | 年度 | 最高支部（佐賀） | 最低支部 | 平成29年度 | 10.47% | 9.69% | 平成30年度 | 10.61% | 9.63% | 平成31年度 | 10.75% | 9.63% | 令和2年度 | 10.73% | 9.58% | 令和3年度 | 10.68% | 9.50% | 令和4年度 | 11.00% | 9.51% | 従業員数 | 保険料負担額（労使折半前）【平成31年度との差】 | | | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 10名 | 403,200円 | 414,000円 【+10,800円】 | 424,800円 【+21,600円】 | 536,400円 【+133,200円】 | 50名 | 2,016,000円 | 2,070,000円 【+54,000円】 | 2,124,000円 【+108,000円】 | 2,682,000円 【+666,000円】 | 75名 | 3,024,000円 | 3,105,000円 【+81,000円】 | 3,186,000円 【+162,000円】 | 4,023,000円 【+999,000円】 | 100名 | 4,032,000円 | 4,140,000円 【+108,000円】 | 4,248,000円 【+216,000円】 | 5,364,000円 【+1,332,000円】 | 200名 | 8,064,000円 | 8,280,000円 【+216,000円】 | 8,496,000円 【+432,000円】 | 10,728,000円 【+2,664,000円】 | 300名 | 12,096,000円 | 12,420,000円 【+324,000円】 | 12,744,000円 【+648,000円】 | 16,092,000円 【+3,996,000円】 | |
| 年度 | 最高支部（佐賀） | 最低支部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 10.47% | 9.69% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 10.61% | 9.63% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成31年度 | 10.75% | 9.63% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 10.73% | 9.58% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 10.68% | 9.50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 11.00% | 9.51% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員数 | 保険料負担額（労使折半前）【平成31年度との差】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10名 | 403,200円 | 414,000円 【+10,800円】 | 424,800円 【+21,600円】 | 536,400円 【+133,200円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50名 | 2,016,000円 | 2,070,000円 【+54,000円】 | 2,124,000円 【+108,000円】 | 2,682,000円 【+666,000円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 75名 | 3,024,000円 | 3,105,000円 【+81,000円】 | 3,186,000円 【+162,000円】 | 4,023,000円 【+999,000円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100名 | 4,032,000円 | 4,140,000円 【+108,000円】 | 4,248,000円 【+216,000円】 | 5,364,000円 【+1,332,000円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200名 | 8,064,000円 | 8,280,000円 【+216,000円】 | 8,496,000円 【+432,000円】 | 10,728,000円 【+2,664,000円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300名 | 12,096,000円 | 12,420,000円 【+324,000円】 | 12,744,000円 【+648,000円】 | 16,092,000円 【+3,996,000円】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| 長崎 | <p>10. 47% (10. 26%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>長崎支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.26%から0.21%引き上げ、10.47%とすることについて、苦渋の決断ではありますが、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政状況に目を向けると、準備金残高は給付費等の5か月分に積みあがっていますが、コロナ禍において、今後の保険料収入の見通しが不透明であること、医療給付費はコロナ禍前の水準をすでに上回っていること、加えて今後、高齢者支援金の大幅な増加が見込まれることなどから依然として楽観できる財政状況ではないことを踏まえ、支部評議会においては、平均保険料率10%維持の意見で一致しております。</p> <p>また、令和2年度の一人当たり医療費の対前年度比を見ると、コロナ禍において当支部は全国に比べて、マイナス幅が小さいことや、当支部の令和2年度加入者一人当たり医療費（年齢調整前）が全国で5番目、入院医療費においては4番目に高い現況を考慮すると、支部保険料率の引き上げについては、やむを得ないと判断いたします。</p> <p>なお、当支部としましては評議会での評議員の意見を踏まえながら、保健事業や医療費適正化の取り組み等、戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>中長期的な視点から保険料率を考えしていくことで一致しており、平均保険料率10%を維持したうえで、支部保険料率について、0.21%引き上げとなることについてはやむを得ない、と考える意見が大多数を占めた。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の保険料率は上り幅が大きくインパクトがあるので、県や自治体とともに共同して、より一層県民の健康づくりに取り組んでほしい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナでの受診控えに対しての全国との違いが支部保険料率にも反映されたのではないか。保険料率が10.26%から10.47%に大きく変わったが、この状況では致し方ない。ただ、そういった時もいかにして、10%維持できるのかが重要。負担感も増えているので、全体として、保険料をどう下げるかというのを考えていかなければいけない。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率の10%を維持するというのは、あくまで前年の水準を維持すること。今回長崎支部は保険料率が上がってきてるので、長崎県内で手本となるよい取り組みは県下全域で取り組む形で広げていただきたい。 被保険者としては、10%を維持しながら、自分の健康を守っていかなければいけない。今後医療費は上がる方向で進むと思うが、必要な医療をしっかりと受けながら、保険料率10%を維持していくことが大事。 コロナ禍の状況を踏まえると医療費が上がるのは致し方ない。しかし、一方で、保険料率が上がっててしまう、自己負担が増えるというのは、労働 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | | 者としては何のために働いているのかなという思いがある。また、準備金の在り方について、確かに一定の準備金を確保するのは必要なことだが、国庫補助も受けており、その水準も変わってないので、今後必要な国庫補助率を見直していく必要があるのではないか。 |
| 熊本 | <p>10.45% (10.29%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>熊本支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.29%から0.16ポイント引き上げ、10.45%とすることについて、やむを得ないと考えます。ただし、都道府県単位保険料率の今後の在り方について、運営委員会での議論を求めます。</p> <p>2. 理由等</p> <ol style="list-style-type: none"> 「平均保険料率については、10%を維持する」とした運営委員会の意見集約に基づき、都道府県単位医療給付費を反映した料率であり、評議会の意見としても中長期的運営を考えればやむを得ないとされたところです。 熊本支部の保険料率は前年度比0.16%の引き上げ見込みで、全国的に第5位の位置にあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により企業経営が厳しい状況においての保険料率引き上げには、事業主及び加入者の皆さまへの丁寧な説明と受療行動等に対するご理解を得る必要があります。 熊本支部はメタボリックシンドローム該当率が高く、糖尿病などの生活習慣病の発症につながることが医療給付費の増加の一因になっていることからも、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上及び重症化予防事業の推進を図ることに加え、関係機関と連携した県全体の予防・健康づくりや医療費適正化をさらに推進していく | <p>【評議会の意見】</p> <p>熊本支部の保険料率の変更についてはやむを得ないとする意見が多数だったが、一部の評議員からは、引き下げるべきという意見も出された。また、都道府県単位の保険料率設定の見直しを求める意見も出された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費抑制にも加入者のヘルスリテラシーの向上と事業主へのラインケアの啓発が必要。 準備金が積みあがっている状況において、事業主や加入者への還元の在り方の議論を進めてほしい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本は生活習慣病のリスク保有者が多いことを、加入者や事業主に分かりやすくしっかりと伝えていくことが必要。 従業員の健康を守るためにも、健康経営の取り組みの重要性を感じている。 コロナ禍において経営は非常に厳しい。事業主には企業を守る責任もある以上、保険料率は引き下げるべきだ。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費が高い要因の全てが加入者や事業主の責任とは言えない。地域の |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>必要があります。</p> <p>4. しかしながら、地域の医療給付費には医療提供体制など多くの要因が関係しています。特に新型コロナウイルスの感染状況により特定地域の保険料率が高騰し、当該地域の事業主や加入者に負担を求める場合には、相互扶助の観点から疑問を抱かざるを得ません。都道府県単位の保険料率設定が医療費の適正化に寄与しているのか、その総括と今後の負担の在り方について運営委員会においての議論を求めます。</p> | 医療費を反映した保険料率設定という仕組みが正しいのか疑問に思う。 |
| 大分 | <p>10. 52% (10. 30%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>大分支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.30%から0.22%ポイント引き上げ、10.52%とすることについて、容認できず、保険料は引き下げるべきと考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>平均保険料率において10.00%が限界と言われている中、0.22%ポイント上昇して10.52%という高さとなる大分支部の保険料率は、加入者及び事業主の負担の限界を超えており、料率引き上げの容認はできません。</p> <p>大分支部においては、これまで医療費の伸びを抑制するために様々な取り組みを行って参りました。また、インセンティブ制度においても加入者及び事業主の取組結果により、令和2年度においても上位の実績を残しております。しかし、現状、一人あたり医療費の全国平均との差は年々大きくなるばかりで、これは、保険者、加入者の努力だけでは改善が困難な要因が大きく関係していると考えております。都道府県単位保険料率という制度設計時には、医療費格差を縮めるためのものであったはずが、現状、その差は拡大する一方であり、保険料率格差も大きくなっていることから制度としてすでに機能していないのではないかと考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>平均保険料率において10%が限界といわれている中、10.52%という高さの保険料率は受け入れられず反対であるという意見が多数であった。</p> <p>全国一律の保険料率とするべきであり、制度変更に時間がかかるのであれば、料率に上限下限を設け、保険料率が10%と言える範囲に収めるべき。</p> <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ全体として、10%が限界でこれを維持していくと言っている中、大分支部の保険料率は年々上昇し、10%から大きく乖離している。協会本部では、全国単位でしか見ていないので、この大分支部の乖離した保険料率及び実際の負担額の問題が見ていないのではないか。10%を維持していくということと事実は反している。 都道府県単位保険料率を設定するのは、都道府県ごとの医療費を保険料率に反映させることにより、全体として医療費を抑制していく目的であると思うが、実際、支部間格差が広がっている状況をみると効果が上がっていないのでないか。大分支部においても今まで分析を行っているが、医療費が他県に比べて上がってきてている原因はよく分かっていない。それを、保険料率を高くして是正していくということは限界があると考える。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|--|
| | <p>このような状況の中、現行の都道府県単位保険料率の算定の仕組みにより、負担の限界を超える保険料率を設定することは、加入者及び事業主の理解を得ることが難しく、評議会の意見を踏まえ、全国一律の保険料率を設定すべきと考えます。制度変更に時間がかかるのであれば、加入者及び事業主の影響を考え、10.00%と言える範囲内の料率となるよう上限下限を設定し、大分支部はその上限料率まで引き下げるべきで、今後もそれ以上の保険料率による負担はできないと考えます。</p> | <p>また、大分支部は加入者努力によるインセンティブ制度で報奨金を受けているにもかかわらず、高い保険料が設定されている。協会けんぽ全体の医療費を抑制するためあるいは地域間格差をなくすために都道府県単位保険料を設定し調整していくという制度は破綻しており、見直しが必要と考える。そうすると全国一律の保険料率について議論すべきであり、制度変更に時間がかかるのであれば、料率の幅を決めるべきで上限下限がどの程度であれば適切か議論するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国まとめて、医療費がかかっているところ、かかっていないところを押しながらみんなで支えていくのが医療保険制度の根本部分ではないか。全国一律の保険料率にしないと土地による不利益が解決されずに格差が広がっていくばかりである。 ・都道府県単位保険料率が始まった平成20年当時にここまで格差が生まれることを想定できていなかったのではないか。そういう意味で、全国一律保険料率に戻す議論が必要であるし、できないなら、上限下限の設定を検討し、保険料率が10%と言える範囲に収めるべきである。 ・将来のためにという理由で、均衡保険料以上の負担をさせることは世代間格差を生むこととなる。現在の加入者のみに過剰に保険料を負担されることになっていることは問題である。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の保険料率が10%以内という理解の中でやっているのに、一番高い県の料率が11%となっている。大分支部も10.52%となり四捨五入すると11%となる。このような状況にあるので、都道府県間の保険料率の差は、1%以内にするべき。 ・健康保険組合等は保険者と加入者の距離が近い。しかし、協会けんぽは個々の事業者の集まりで、医療費の適正化などの取り組みが届きにくい仕組み。この構造をすべて、保険料に転嫁してもよいのかと考える。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位保険料率となり、少しでも状況がよくなる結果が見えればよいが、年々悪くなっている状況である。企業として社会保険料が年々上がっていくことは経営に関わってくる問題であり、都道府県単位保険料率としたことに理解ができない。 ・従業員の数が大きければ大きいほど、事業主の負担も大きくなる。また、コロナの影響を受け、厳しい事業運営を行っているところもある。大分支部もじきに 11%まで保険料が上がるのではないかと考えると、対策をしていかなければならないし、危機感を感じる。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 3 位の高さの保険料に驚いており、全国一律の保険料率を望む。また、保険料率の仕組みが難しく、従業員に説明ができない。介護保険料のように、単年度収支均衡とすることが分かりやすくてよい。 ・保険料率が上がるのは困るが、一番困るのは医療保険制度が崩壊することであるので、ある程度保険料率が上がることはやむなしと考える。一方、都道府県単位保険料率については、高いところは反対するし、低いところは賛成する。このような議論にしかならないので、これを解決するには全国一律の保険料率に戻すしか方法はないと考える。今後、この議論を本気でしていかなければならないと考える。 ・保険料率 10.52%という数字は高い印象を受けるが容認の範囲内と考える。しかしこれ以上支部間格差が拡大することは容認できないので、格差を是正する仕組みがあったほうが良い。 |
| 宮崎 | <p>10. 14% (9. 83%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>宮崎支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 9.83%から 0.31% ポイント引き上げ、10.14% とすることについて、やむを得ないと考えます。</p> | <p>【評議会の意見】</p> <p>宮崎支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 9.83%から 0.31% ポイント引き上げ、10.14% とすることについて、異論なし。</p> |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>2. 理由等</p> <p>保険料率の引き上げについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療給付費の減少があったものの、全国に比べて減少幅が少なかったことも影響しており、やむを得ないと考えます。</p> <p>加入者・事業主の皆様に対し、引き上げについて丁寧な説明を行い、保険料の負担軽減のために、医療費適正化や保健事業の推進等をさらに強化していく所存です。</p> | |
| 鹿児島 | <p>10. 65% (10. 36%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>鹿児島支部の令和4年度保険料率が、令和3年度保険料率の10.36%から0.29%ポイント引き上がり全国2位の高さである10.65%となることについて苦渋の決断ではありますが、やむを得ないと考えます。</p> <p>ただし、限界といわれる保険料率10%を大きく上回ることを鑑みると、国庫補助率を引き上げていく取り組みも併せて必要と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>法定準備金を超える準備金残高が積み上がっている現状では、当支部の健康保険料率がさらに0.29ポイントも引き上ることが、支部間の保険料率の格差が年々拡大していることは、支部評議員をはじめ、加入者および事業主の理解を得にくい状況です。</p> <p>今後、加入者および事業主の理解を得るために、国庫補助率20%への引き上げや診療報酬の改定、後期高齢者支援金の負担の在り方などを、引き続き国へ訴えていく必要があると考えます。</p> <p>また、医療費は地域の医療体制や離島など地理的事情の要因も影響する</p> | <p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島支部の令和4年度保険料率を10.65%とすることについて、苦渋の決断の末、やむを得ないと考える。ただし、国庫補助率を20%に引き上げることを強く求めることを前提とした意見である。 都道府県単位保険料率については、所得調整・年齢調整を考慮したとしても限界がある。制度について見直し等を検討されたい。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診、保健指導を行ってもなかなか医療費の抑制というのは難しく、今回の新型コロナのような突発的な要因で医療費が大幅に下がっている背景を考慮すると、鹿児島支部のように受診控えが比較的少なかった（きちんと受診できている）ことは医療保険の趣旨からすれば良いことである。 法定準備金を取り崩すなどして保険料率を下げてほしいと考えるが、将来的な傾向を考えればやむを得ない。但し、国庫補助の引き上げを含めて強力に訴えていく必要があると考える。 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|---|---|
| | <p>ことから、保険者や加入者の努力だけでは解消できない年齢や所得以外の要因も踏まえた保険料率の算出方法、ひいては都道府県単位での保険料率設定の在り方について、今後の検討が必要と考えます。</p> | <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率設定に関して、都道府県支部単位ではなく複数支部をグループ化して考えるという被保険者代表の意見に同感である。 ・保険料率の引き上げは致し方ないが、所得水準、年齢構成は加入者側では如何ともしがたい。所得水準を上げるために賃上げになるが、現在の景気動向などを鑑みると将来の人口減少、高齢化を加味すると非常に暗澹たる思いである。また、給与が低いのに保険料率が上がると可処分所得が少なくなっていくこととなり、非常に厳しい状況である。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助の引き上げが行われたとしても、税金負担増という結果として加入者に跳ね返ってくる。都道府県単位での保険料率決定という仕組みを継続することについて限界が近づいているのではないか。 ・1支部ではなく複数支部をグループ化あるいはブロック化したうえでの料率検討とし、その中位の保険料率を採用する。その保険料率を所属支部で全体的に下げていくことを考えていく等、都道府県単位保険料率という制度の見直し時期に来ているのではないか。 ・法定準備金の積み立ての必要性も十分理解しているが、どこまで積み上げるかの検討と取り崩しの実行を行っても良いのではないか。 ・保険料率について、高いのが問題というよりも支部間格差があることが納得できないという思いが日頃からある。究極にいえば全国一律というのがありがたい話ではある。 |
| 沖縄 | <p>10.09% (9.95%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>沖縄支部の令和4年度保険料率を、令和3年度保険料率の9.95%から0.14%ポイント引き上げ、10.09%とすることについて、やむを得な</p> | <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで沖縄支部として10%を超えないよう努力をしてきたと思う。インセンティブ制度の減算等により保険料率の上昇を抑えてきたように、 |

| 支部名 | 支部長意見 | 評議会における意見 |
|-----|--|---|
| | <p>いと考えます</p> <p>2. 理由等</p> <p>コロナ禍において先行き不透明な経済情勢下、当支部の保険料率としては過去にもない料率かつ上がり幅も大きく、受け入れがたいものではありますが、医療費が増加している状況を鑑みると、受け入れざるを得ません。</p> <p>今後ともこれ以上保険料率が上がらないよう加入者の健康づくり、医療費適正化、インセンティブ制度について広報強化し、今回保険料率が上がることについて加入者、事業主に対し丁寧な説明に努めます。</p> | <p>今後も沖縄支部として取り組みを強化し、保険料率を抑制し加入者へ還元してほしい。</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率 10%維持であるが、沖縄支部として結果 10.09%と平均保険料率を上回ることとなっている。準備金が積み上がっているが、なんとか 10%に留めることはできないのかと思う。 コロナ禍において事業主、加入者が大変な思いをしている。しかし痛みを分かち合う意味でこの結果は消極的な賛成であり、やむを得ないのかを感じる。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、インセンティブ制度で沖縄支部として努力し、上位を維持し引き下げのメリットを受けてきたことは沖縄支部の努力の成果だと思う。引き続き努力してもらいたい。 |